

生きることをみんなで支える

竜王町推進計画

～誰もが自殺に追い込まれることない竜王町をめざして～

竜王町自殺対策計画



「生きることをみんなで支える竜王町」

をめざして

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える状態が続いていましたが、自殺防止の総合的な対策が推進され、平成24年から徐々に減少をたどっています。しかし、現在も年間2万人を超える方が自ら命を絶たれており、かけがえのない尊い命が、自殺に追い込まれている現状は深刻であると言わざるをえません。

滋賀県では平成22年7月（平成25年12月改定）に自殺対策の基本的な取組方針となる「滋賀県自殺対策基本方針」を策定され、平成25年度には自殺予防情報センター（現 自殺対策推進センター）を設置され、平成30年（2018年）3月に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」を基本理念とした「滋賀県自殺対策計画」の策定により、より一層自殺対策の推進が図られています。

本町においても、これまで精神保健分野を中心として自殺対策に取り組んでまいりましたが、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、孤立などの社会的要因があげられます。自殺対策の本質は「生きることの支援」であることを踏まえつつ、全ての人がかげがえのない存在として尊重され、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、様々な分野で実施している対策を連動させ社会的な取組として幅広くかつ適切に推進するため、「生きることをみんなで支える竜王町推進計画（竜王町自殺対策計画）」を策定いたしました。計画の期間は、平成31年（2019年）から平成34年（2022年）までの4年間を計画の期間とします。

本計画の趣旨である「誰もが自殺に追い込まれることのない竜王町の実現」をめざし、各施策について積極的に推進を図ってまいりたいと考えておりますので、町民の皆様や様々な関係機関・団体の皆様のより一層のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成31年（2019年）3月

竜王町長 西田 秀治

目次

生きることをみんなで支える竜王町推進計画（竜王町自殺対策計画）

第1章	生きることをみんなで支える竜王町推進計画について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	竜王町における自殺の現状	2
1	自殺者の状況	2
2	アンケート結果	4
第3章	竜王町の自殺対策の推進	12
1	自殺対策の基本方針	12
2	計画の体系	14
3	計画の目標	14
4	基本施策	16
	（1）地域におけるネットワークの強化	16
	（2）自殺対策を支える人材の育成・支援	18
	（3）町民への啓発と周知	20
	（4）生きることの促進要因への支援	22
	（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育	24
5	重点施策	25
	（1）高齢者	25
	（2）子ども・若者	27
	（3）生活困窮者	29
第4章	竜王町の自殺対策推進体制	30
資料集		
1	生きることをみんなで支えるための事業集	32
2	竜王町自殺対策計画検討委員会設置要綱	43
3	計画の策定経過	44
4	用語集	45

第1章 生きることをみんなで支える竜王町推進計画について

1 計画策定の趣旨

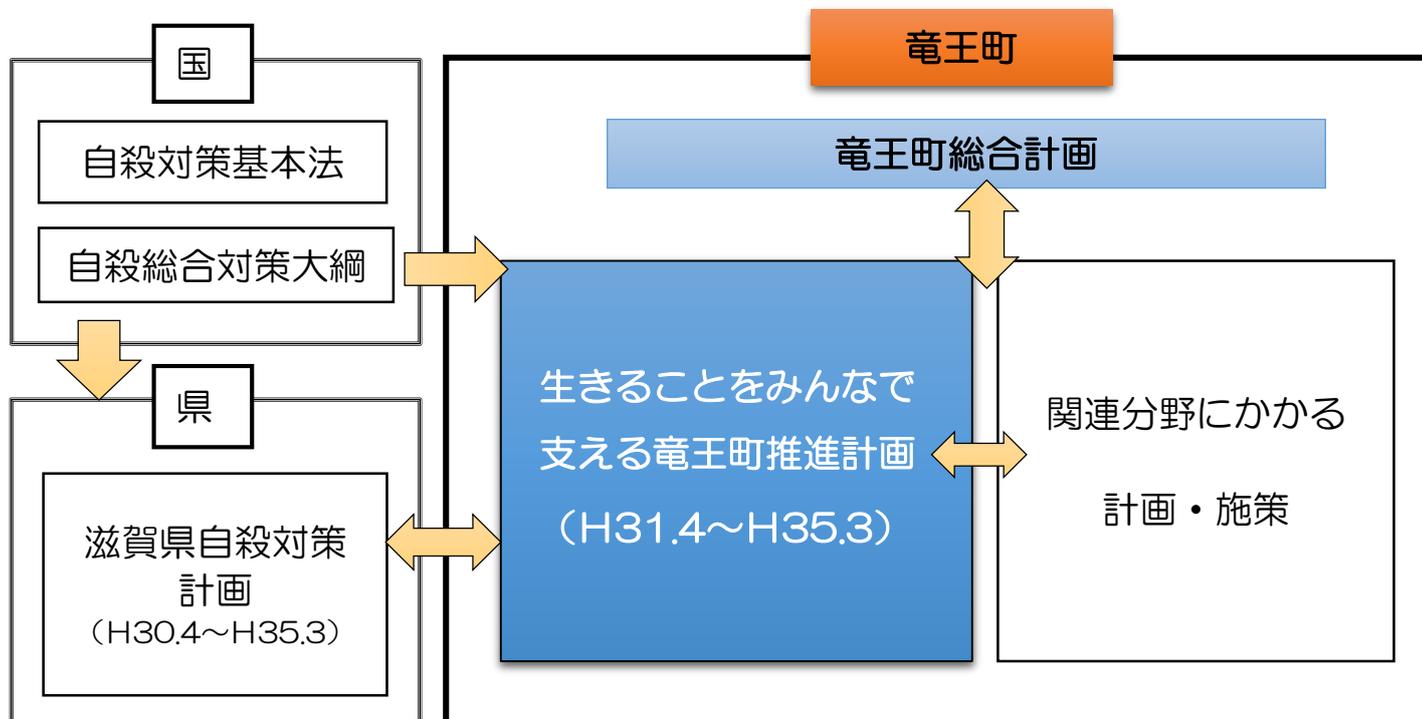
国の自殺死亡者数が、平成10年以降14年間連続で毎年3万人を超えるという状況に対応するため、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、翌平成19年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として、自殺対策基本法に基づいた自殺総合対策大綱が策定されました。その後、自殺は「個人の問題」という認識から「社会問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。現在も年間2万人を超える方が自ら命を絶たれている状況があります。

そのため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺総合対策大綱に示された「自殺はその多くが追い込まれた末の死である」、また「年間自殺者数は減少傾向にあるが依然として深刻な状況である」といった認識の下、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する支援が受けられるように、全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。

こうした状況を踏まえ、本町においても、1人ひとりのかけがえのない「いのち」に対し、人と人との関わりの中で「生きることの促進要因」を増やし、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすことで「誰もが自殺に追い込まれることのない竜王町の実現」を目指し、「生きることをみんなで支える竜王町推進計画（竜王町自殺対策計画）」を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

この計画は、竜王町総合計画を上位計画として、各法律に基づく国や県の計画および本町における各計画と連携を図りながら推進を図ります。



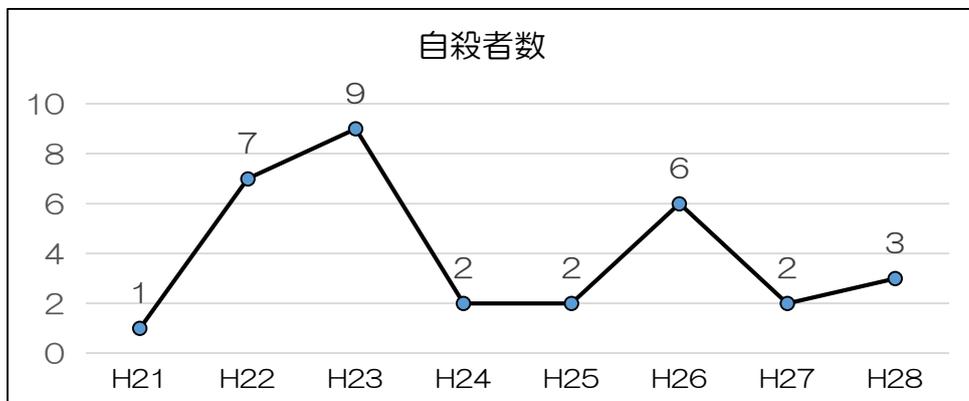
3 計画の期間

この計画の期間は平成31年度～34年度(2022年度)までの4年間とし、制度の改正等があった場合は必要に応じて見直しを行います。

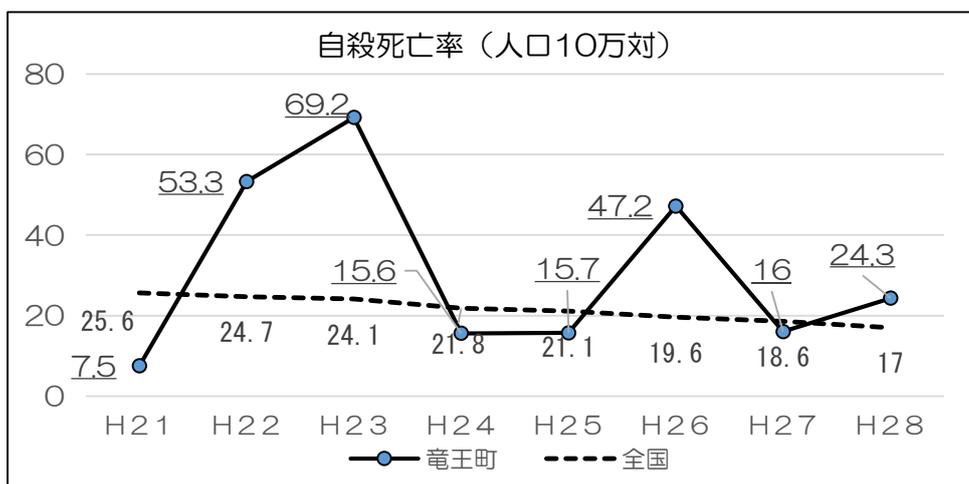
第2章 竜王町における自殺の現状

1 自殺者の状況

◆自殺者数と自殺死亡率の推移



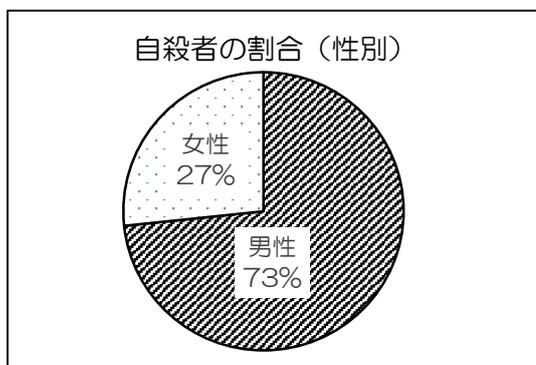
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

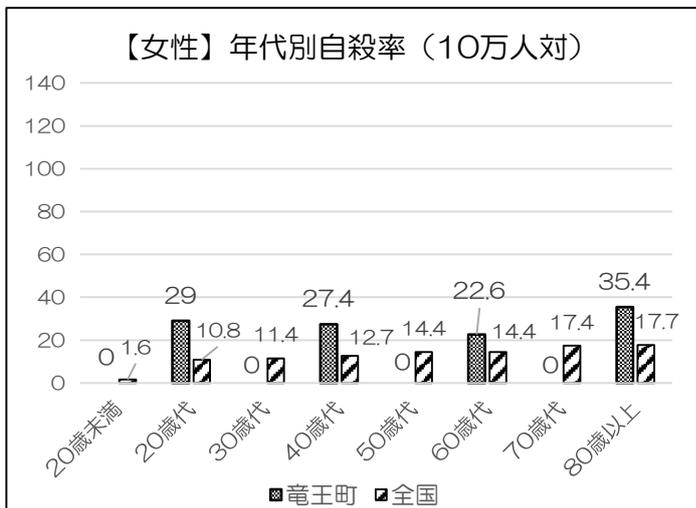
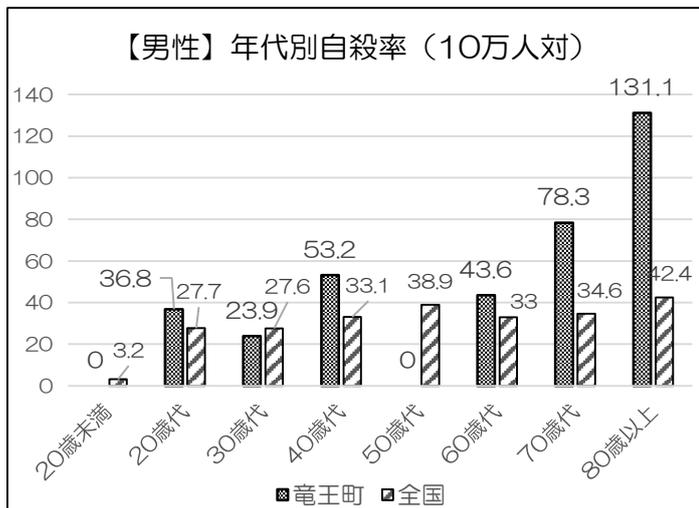
本町では、自殺者の増減はあるものの平成21年度以来0人にはなっていない状況です。また、自殺死亡率は全国よりも高い数値で推移しています。

◆自殺者の実態・背景



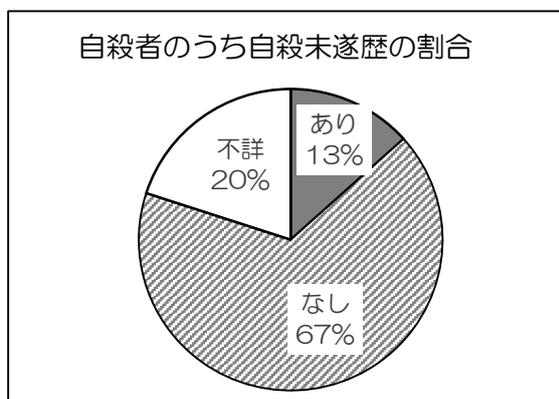
資料：地域自殺実態プロファイル【2017】
（JSSC2017）
（平成24年～平成28年の統計）

自殺者を性別で分類すると、男性が73%となっています。



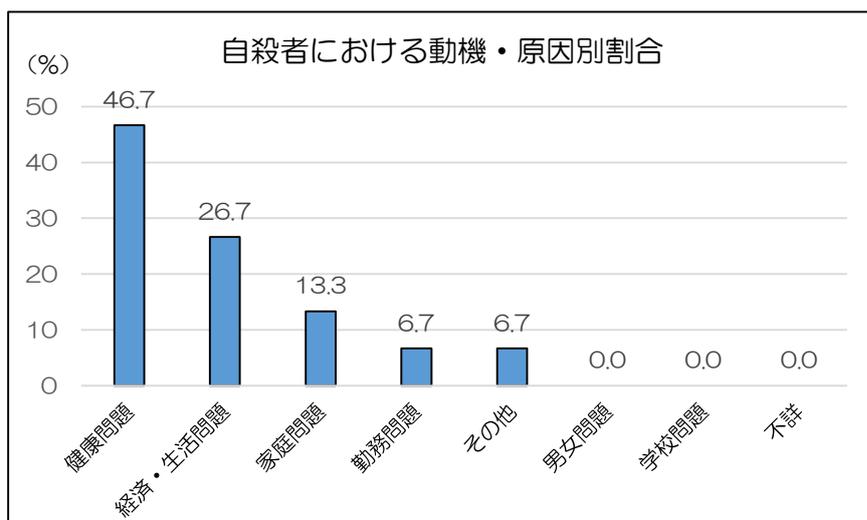
資料：地域自殺実態プロフィール【2017】（JSSC2017）（平成24年～平成28年の統計）

自殺率を年代別で見ると、男女ともに20歳代、40歳代、60歳代、80歳代が全国よりも高くなっています。また、男性では70歳代も高い自殺率となっています。



資料：地域自殺実態プロフィール【2017】（JSSC2017）（平成24年～平成28年の統計）

自殺者のうち過去に自殺を図ったことのない人が67%となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺者における動機・原因としては、健康問題が最も多く46.7%、次いで経済・生活問題が26.7%となっています。

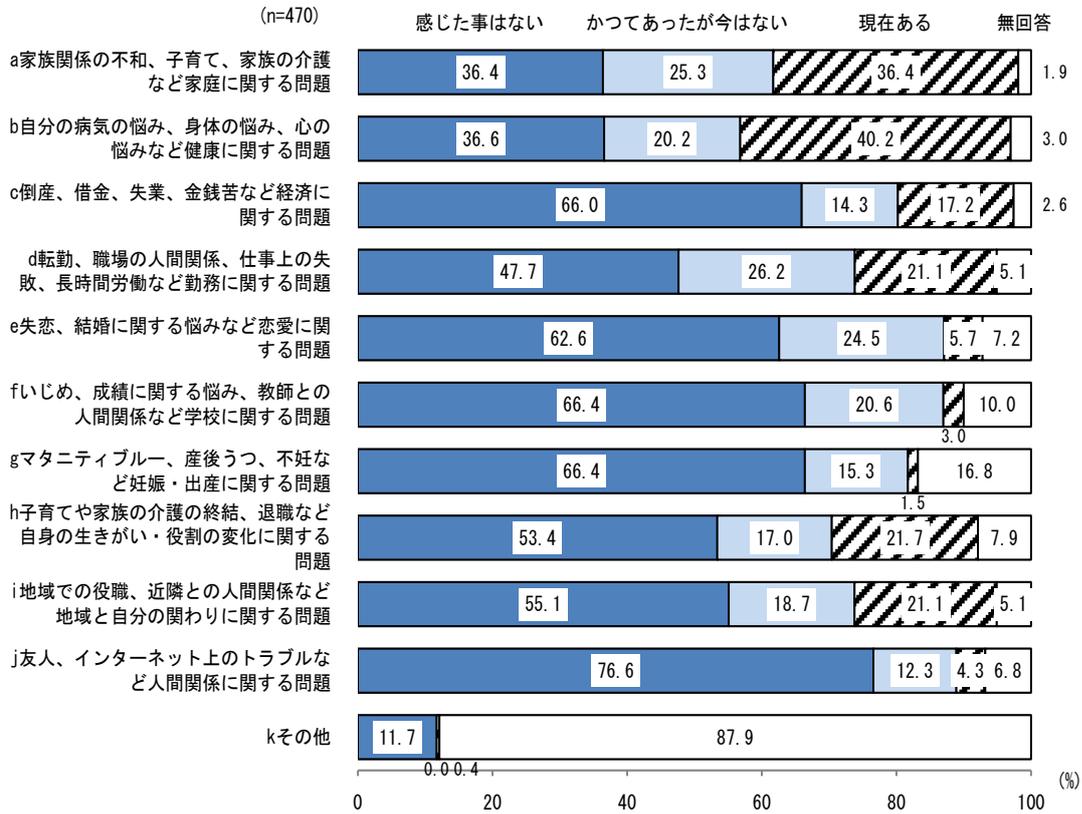
2 アンケート結果

◆住民アンケート

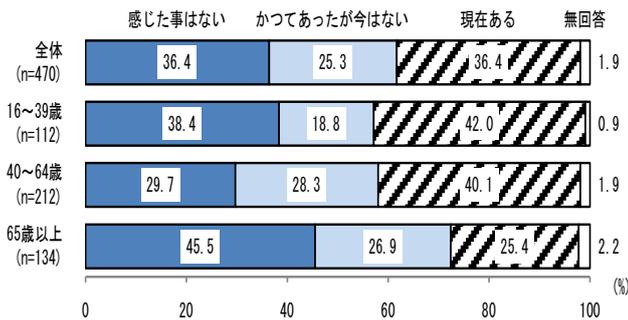
こころの健康状態や自殺対策に必要な支援などについて、住民アンケートを実施しました。

16歳以上の竜王町民のうち無作為抽出した1,000人に送付し、回答数は470通（回答率47.0%）でした。

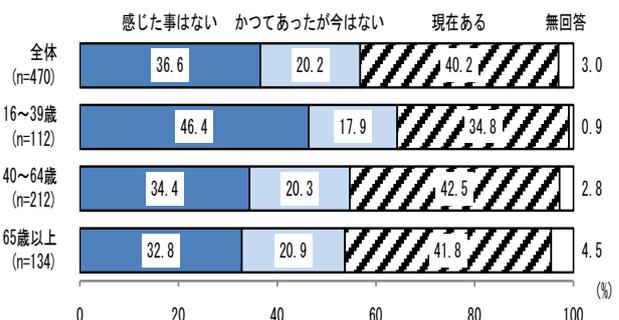
◎悩みや苦勞、ストレス、不満を感じる内容について



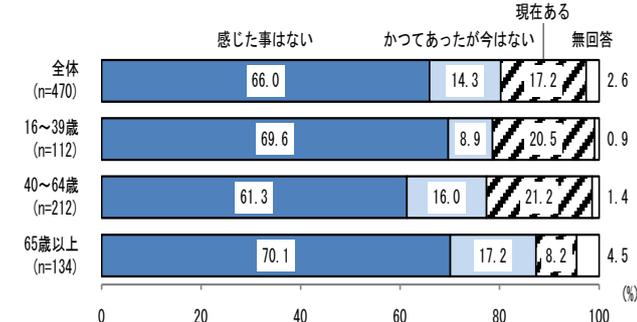
a 家族関係の不和、子育て、家族の介護など家庭に関する問題



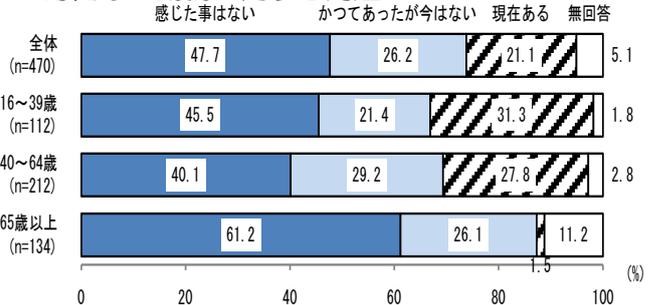
b 自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩みなど健康に関する問題



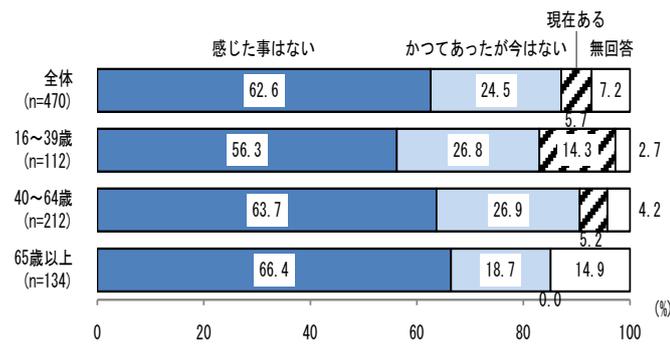
c 倒産、借金、失業、金銭苦など経済に関する問題



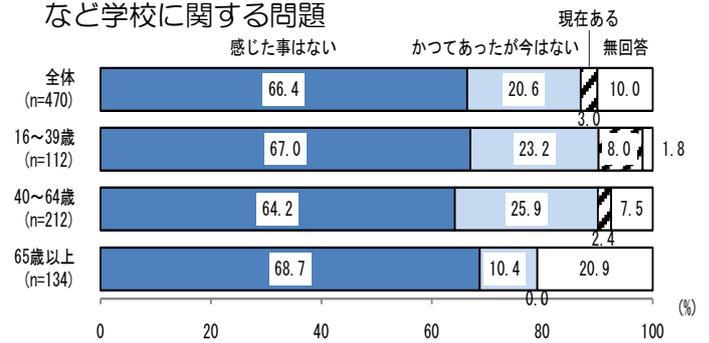
d 転勤、職場の人間関係、仕事上の失敗、長時間労働など勤務に関する問題



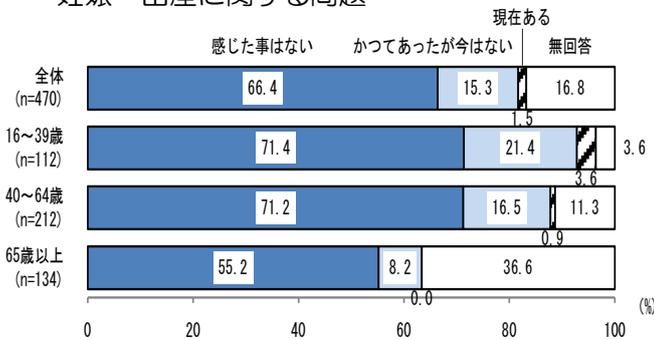
e 失恋、結婚に関する悩みなど恋愛に関する問題



f いじめ、成績に関する悩み、教師との人間関係など学校に関する問題

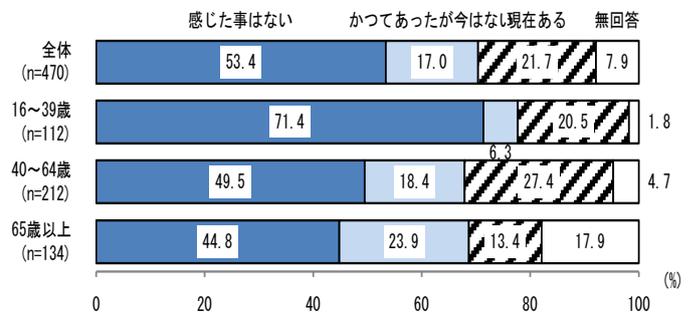


g マタニティブルー、産後うつ、不妊など妊娠・出産に関する問題

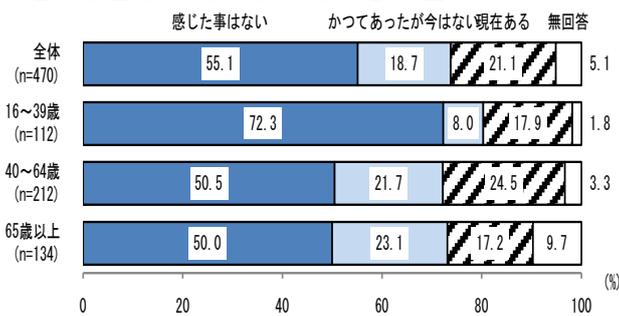


h 子育てや家族の介護の終結、退職など自身の生きがい・役割の変化に関する問題

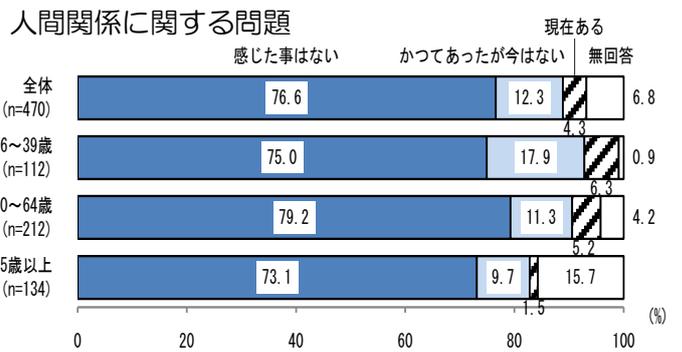
自身の生きがい・役割の変化に関する問題



i 地域での役職、近隣との人間関係など地域と自分の関わりに関する問題

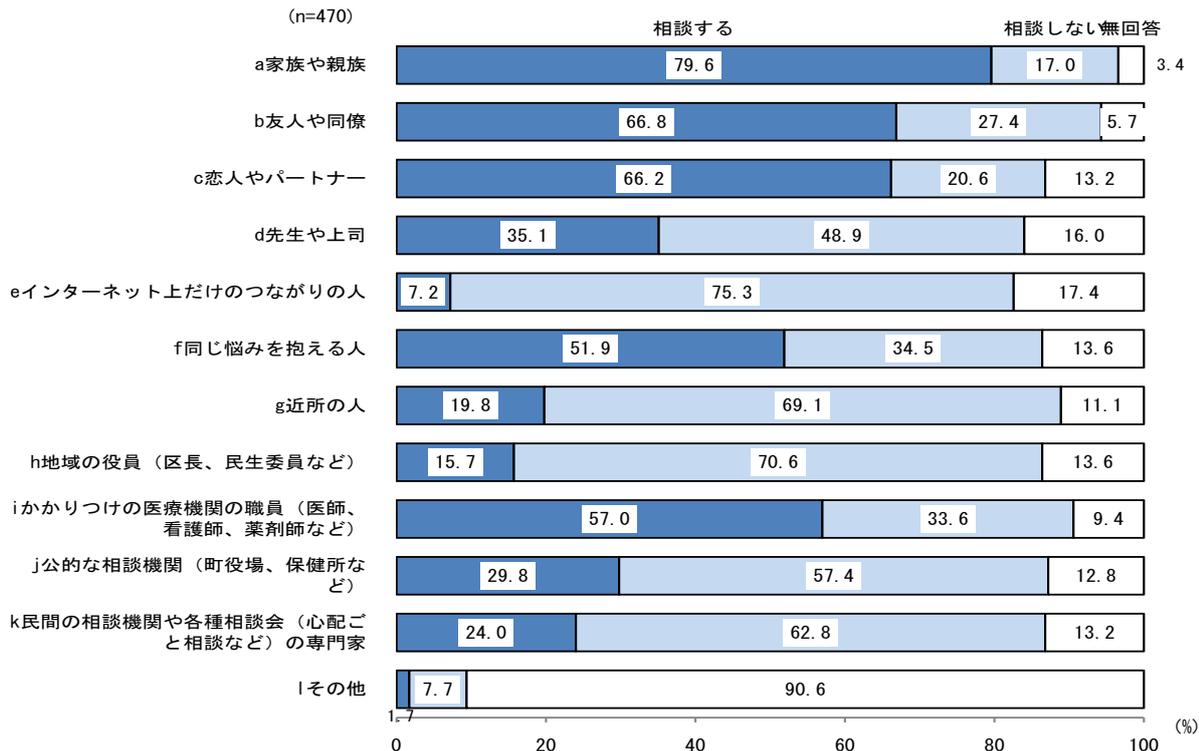


j 友人、インターネット上のトラブルなど人間関係に関する問題



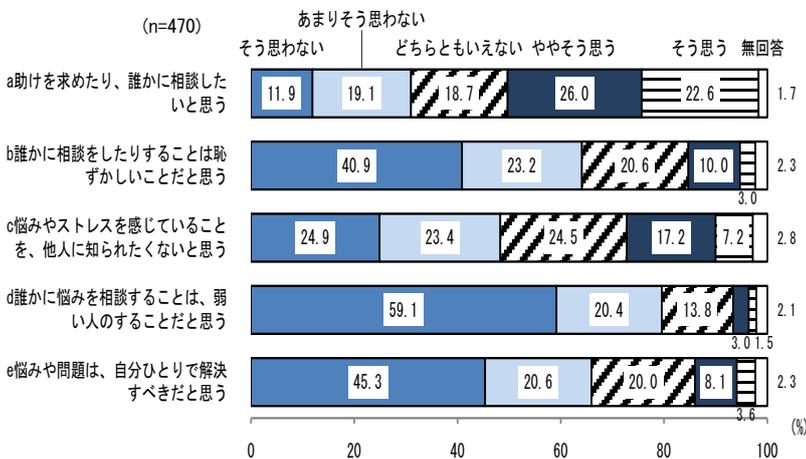
悩みやストレスが現在あると答えた人の割合は、「健康に関する問題」が40.2%と最も高く、次いで「家庭に関する問題」が36.4%、「自身の生きがい・役割の変化に関する問題」が21.7%となっています。

◎悩みやストレスを感じた時に、以下の人々へ相談するか



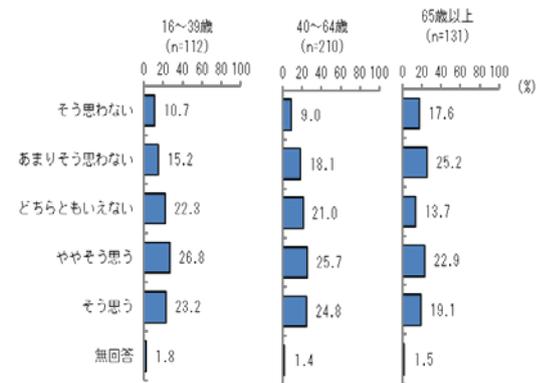
悩みやストレスを感じた時に、以下の人々に相談するかの設定に対して、「家族や親族」の割合が79.6%と最も高く、次いで「友人や同僚」が66.8%、「恋人やパートナー」が66.2%と高くなっています。

◎悩みやストレスを感じた時にどう考えるか



「a 助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」

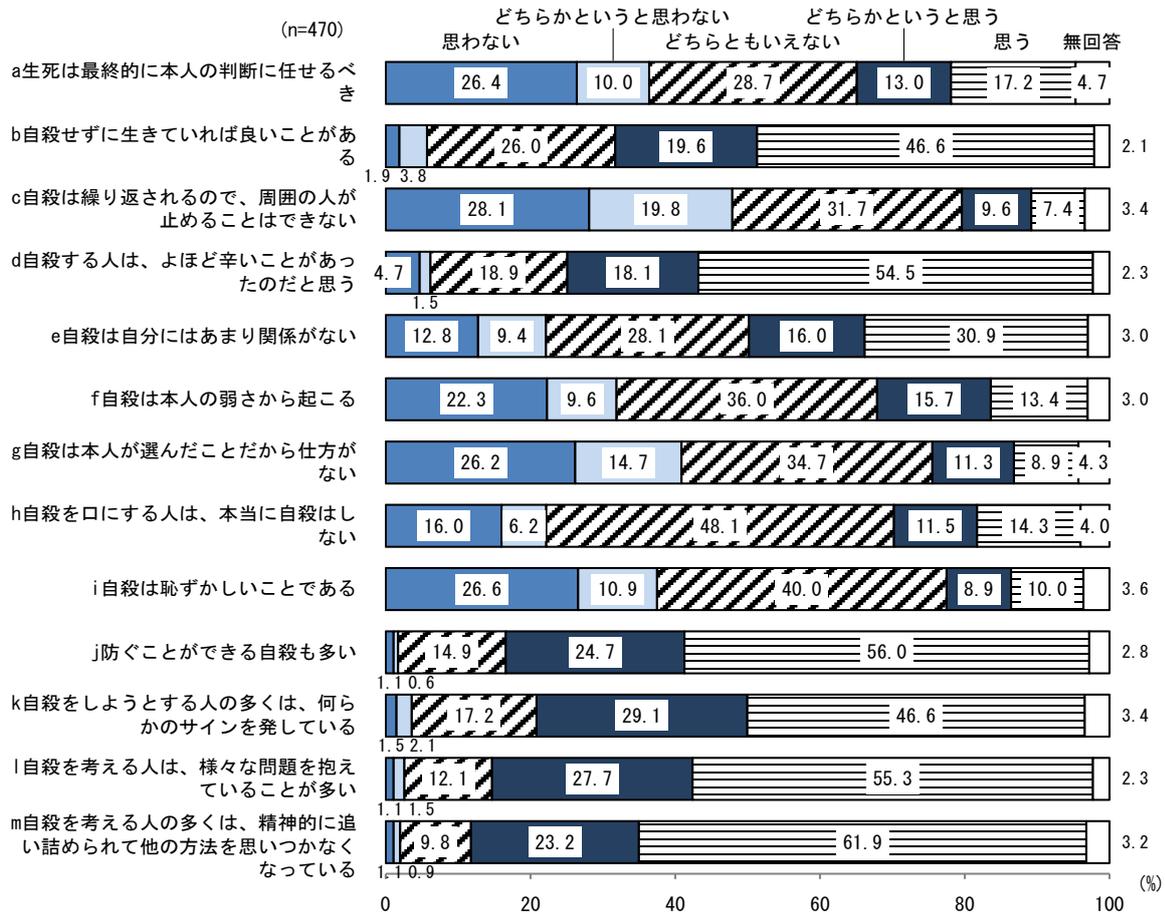
項目・年代別



悩みやストレスを感じた時に、どう考えるかの設定に対し、「そう思う」、「ややそう思う」の割合でみると、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」の項目に関しては48.6%とほぼ半数にのぼっており、「誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う」は13.0%、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」は24.4%、「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」は4.5%、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」は11.7%となっています。

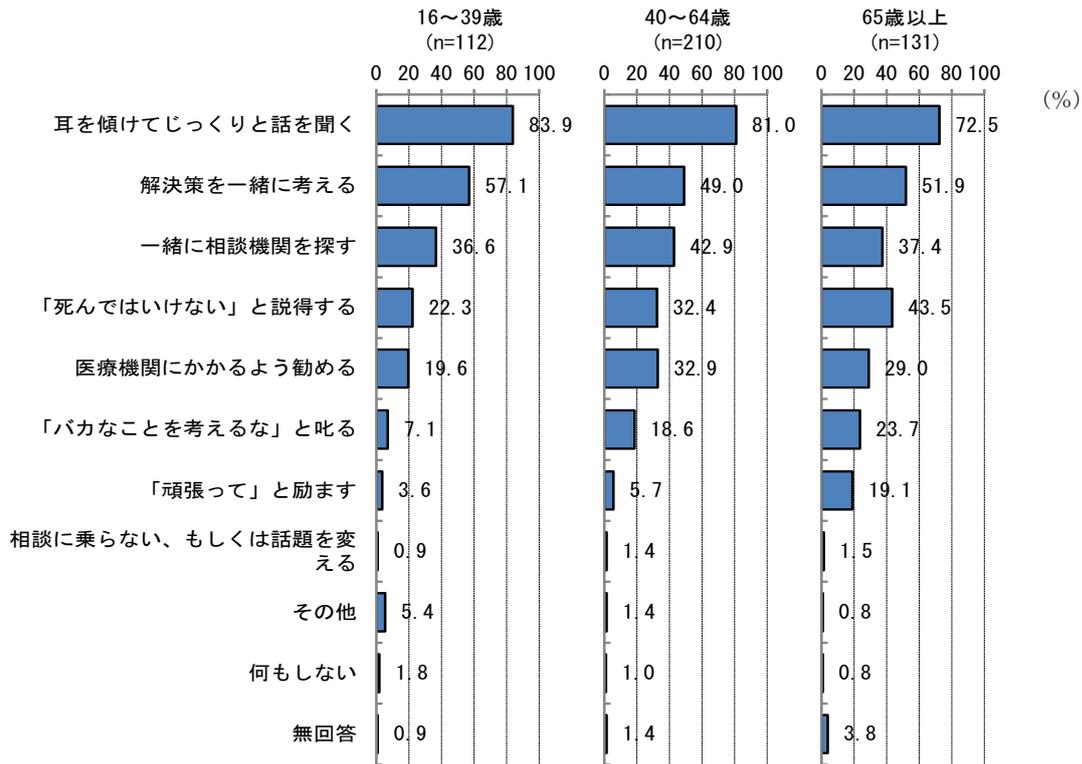
悩みやストレスを感じた時に「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」に対して「そう思う」、「ややそう思う」と答えた割合を年代別に見ると、16~39歳では50.0%、40~64歳では50.5%、65歳以上では42.0%となっています。

◎自殺についてどう思うか



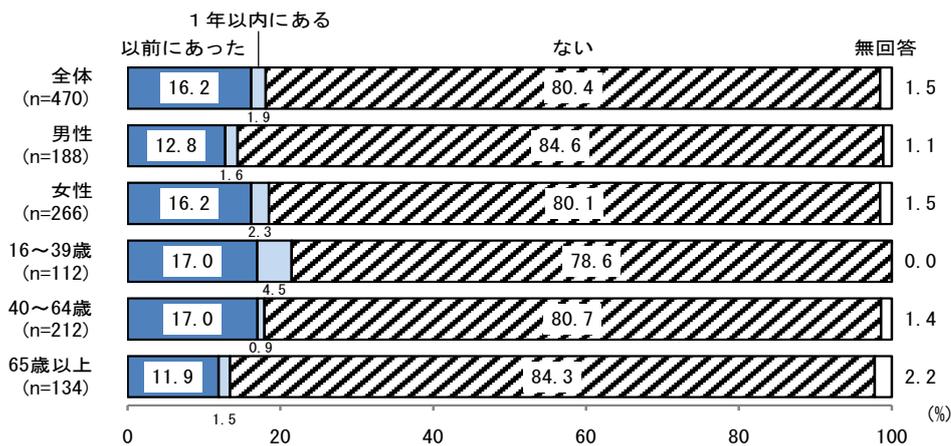
「自殺」についてどのように思うかについて項目別に見ると、回答の割合が最も高いものは、「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」では、「どちらともいえない」が28.7%、「自殺せずに生きていれば良いことがある」では、「思う」が46.6%、「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」では、「どちらともいえない」が31.7%、「自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う」では、「思う」が54.5%、「自殺は自分にはあまり関係がない」では、「思う」が30.9%、「自殺は本人の弱さから起こる」は、「どちらともいえない」が36.0%、「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」は、「どちらともいえない」が34.7%、「自殺を口にする人は、本当に自殺はしない」では、「どちらともいえない」が48.1%、「自殺は恥ずかしいことである」では、「どちらともいえない」が40.0%、「防ぐことができる自殺も多い」では、「思う」が56.0%、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」は、「思う」が46.6%、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」は、「思う」が55.3%、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」は、「思う」が61.9%となっています。

◎身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、どのように対応するか



身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、どのように対応するかの設定に対し、年代別で見ると、全世代で「耳を傾けてじっくりと話を聞く」「解決策と一緒に考える」が順に高くなっていますが、次いで16歳～64歳までは「一緒に相談機関を探す」が高く、65歳以上では「『死んではいけない』と説得する」が高くなっています。

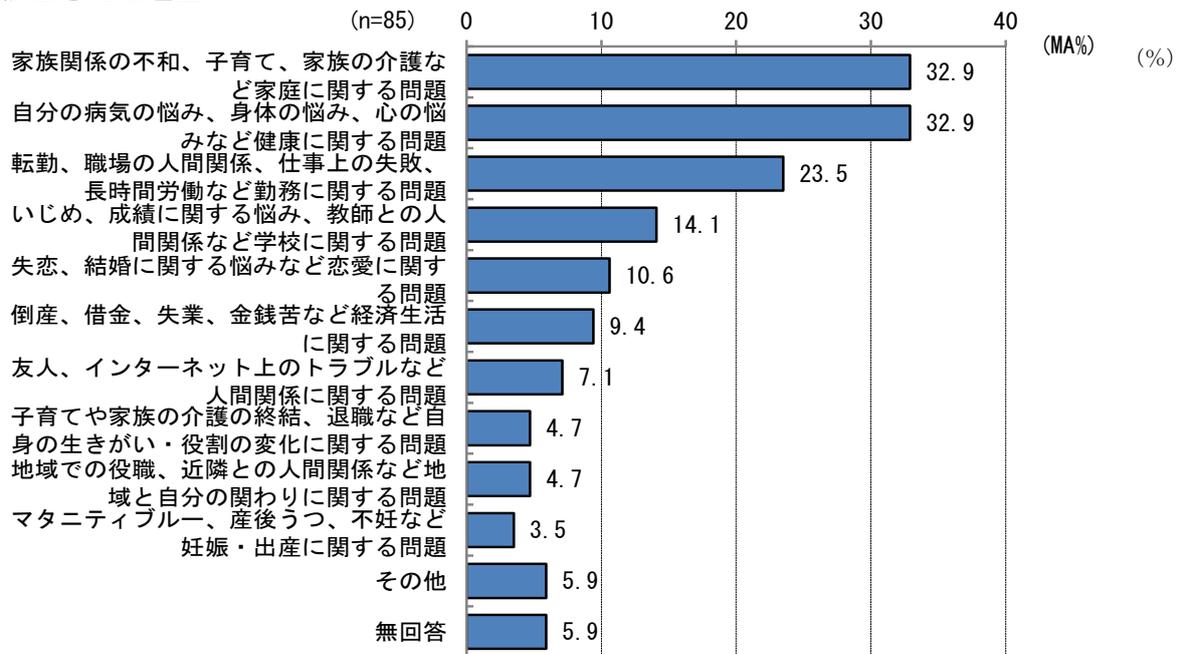
◎自殺を考えたことのある人の割合



本町のこれまでに自殺を考えたことのある人の割合を「性別」と「年代別」の割合で見ると、「以前にあった」、「1年以内にある」と答えた人の割合が男性は14.4%、女性は18.5%と女性のほうが高くなっています。

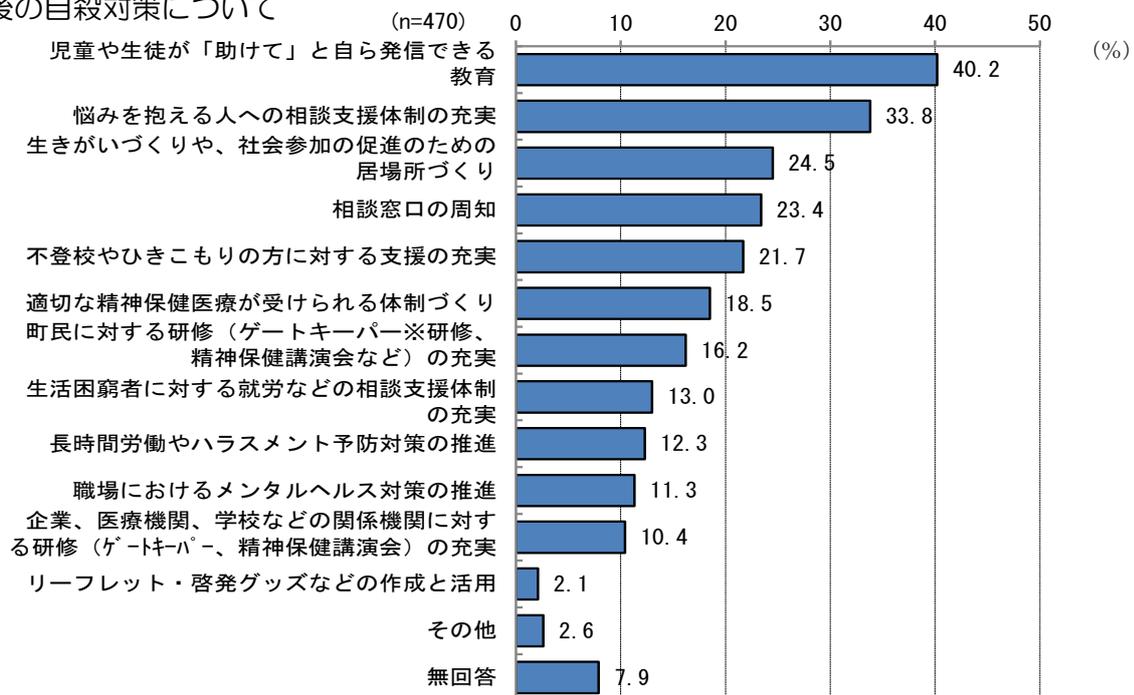
年代別での割合は16～39歳の若い世代は21.5%と最も高く、次いで40～64歳の17.9%、65歳以上は13.4%となっています。

◎自殺を考えた理由



自殺しようと思った主な理由については、「家族関係の不和、子育て、家族の介護など家庭に関する問題」、「自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩みなど健康に関する問題」がそれぞれ 32.9%と最も高く、次いで、「転勤、職場の人間関係、仕事上の失敗、長時間労働など勤務に関する問題」が 23.5%、「いじめ、成績に関する悩み、教師との人間関係など学校に関する問題」が 14.1%となっています。

◎今後の自殺対策について

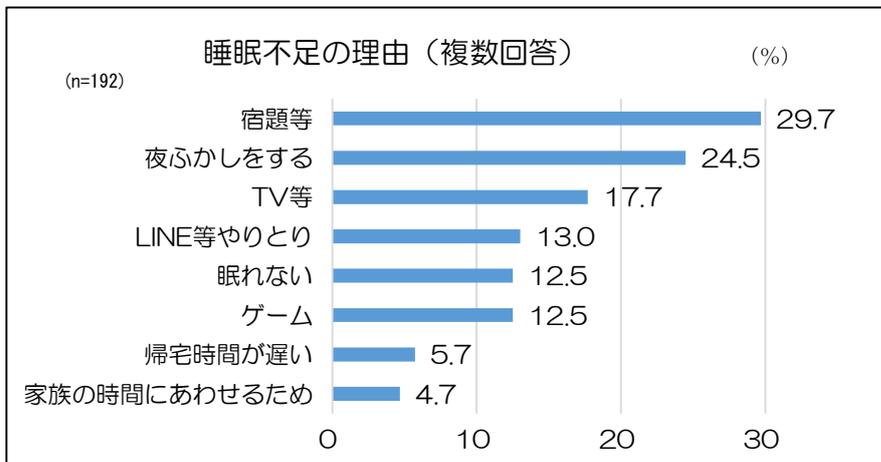
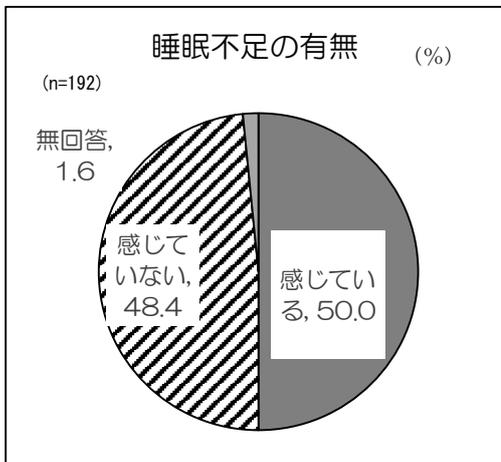


今後求められる自殺対策に関する設問に対して、「児童や生徒が『助けて』と自ら発信できる教育」が 40.2%と最も高く、次いで「悩みを抱える人への相談支援体制の充実」が 33.8%、「生きがいづくりや、社会参加の促進のための居場所づくり」が 24.5%、僅差で「相談窓口の周知」も 23.4%となっています。

◆中学生アンケート

中学生 195 名を対象に、こころの健康などについてアンケートを実施しました。回答数は 192 名（回答率 98.4%）でした。

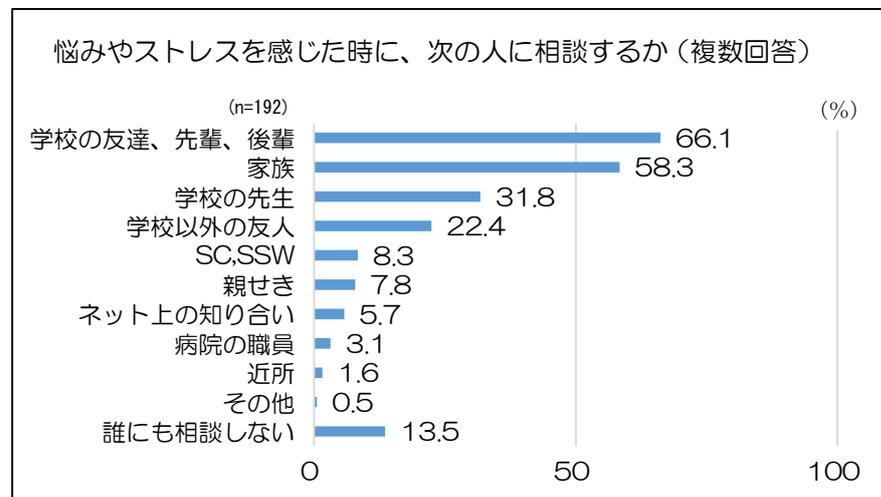
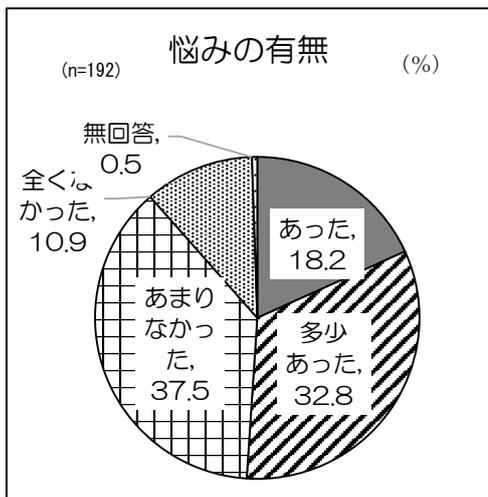
◎睡眠不足を感じているか



睡眠不足を感じていると答えた人の割合は 50.0%となっています。

睡眠不足の原因としては「宿題等」が 29.7%で最も高く、次いで「夜ふかしをする」が 24.5%となっています。

◎悩みやストレスを感じているか

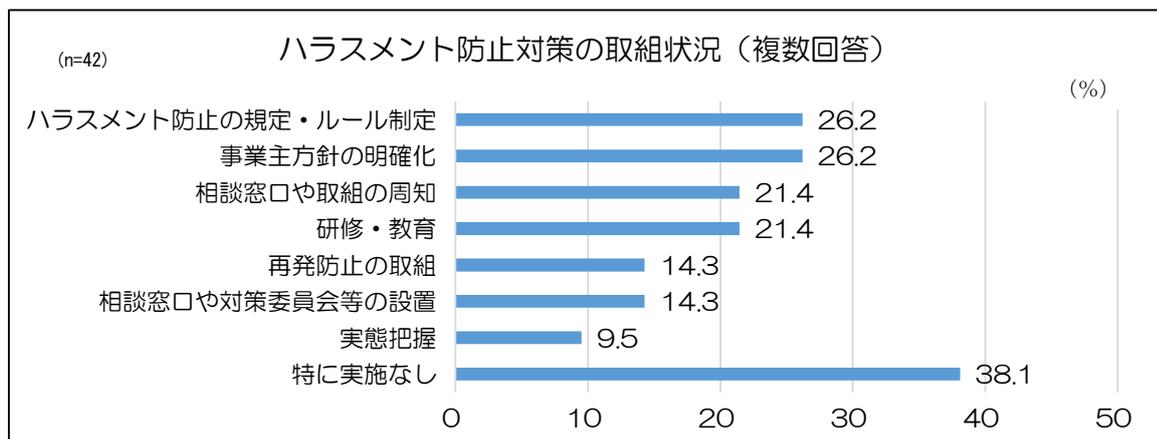
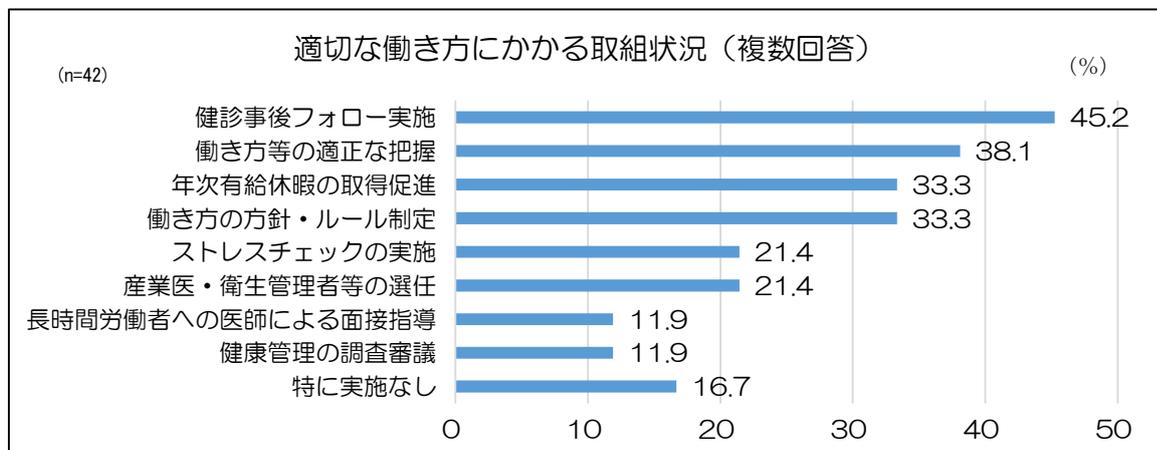
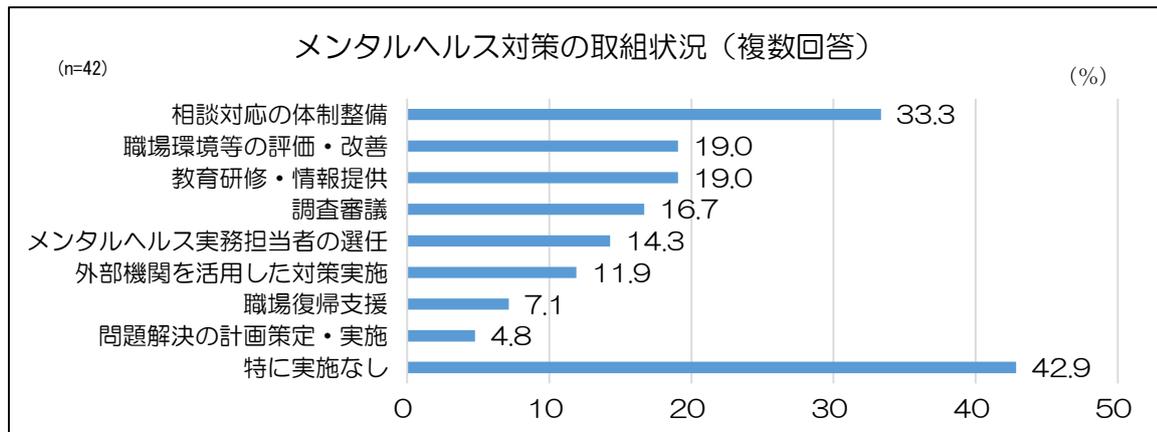


悩みやストレスを感じているかの設問に対し、「あった」「多少あった」と答えた人の割合は、51.0%となっています。

悩んだ時に誰かに相談するかの設問に対して、いずれかのの人に相談すると答えた人の割合は 86.5%となっています。

◆事業所アンケート

竜王町商工会に加入の事業所 300 社を対象に、自殺対策に関する取組状況についてのアンケートを実施しました。回答数は 42 社（回答率 14.0%）でした。



自殺対策に関する取組として、メンタルヘルス対策は 57.1%、適切な働き方については 83.3%、ハラスメント防止対策では 61.9%の事業所で何らかの取組を実施しているという結果となっています。

各取組状況を項目別に見ると、回答の割合が最も高いものは、メンタルヘルス対策では、「相談対応の体制整備」が 33.2%、適切な働き方では、「健診事後のフォロー」が 45.2%、ハラスメント防止対策では、「事業主方針の明確化」と「ハラスメント防止の規定・ルール制定」がともに 26.2%となっています。

第3章 竜王町の自殺対策の推進

1 自殺対策の基本方針

本町における実態や課題を整理し、自殺総合対策大綱において示された基本方針に基づき、自殺対策を推進します。

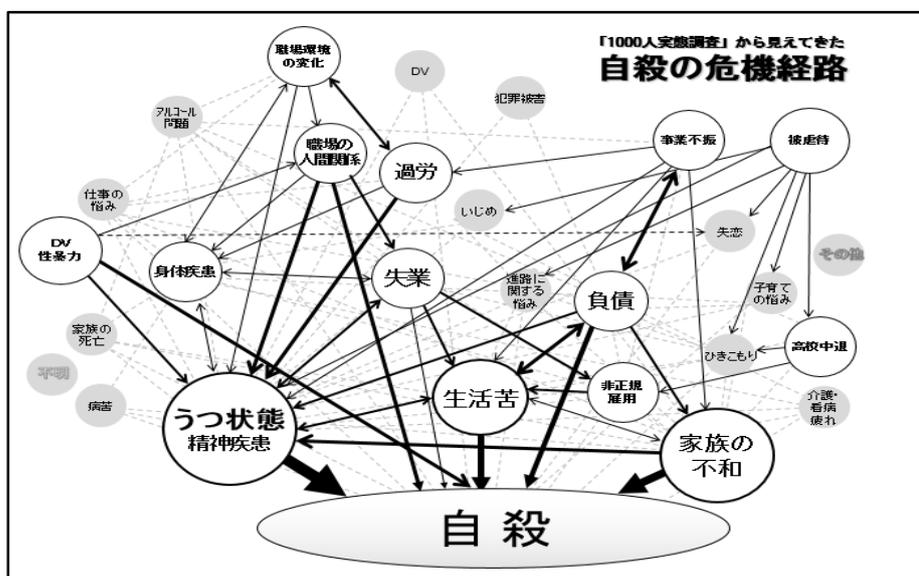
(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺の背景・原因となる要因には、相談・支援体制の整備などの社会的な取組を推進することで解決が可能なものがあります。また、一見個人的な問題であっても、社会的な支援につながることで解決できる場合も少なくありません。それぞれの問題や危機について解決を図ることで、自殺に至るまでの前の段階で食い止めることができます。

このことから、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、竜王町全体における自殺の背景・原因となりうる要因を減らしていくとともに、町民一人ひとりの生活を守るという姿勢で「生きることの包括的な支援」として自殺対策を展開していきます。

また、同じような危機的な状況に置かれていても、すべての人の自殺リスクが高まるわけではありません。自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力といった「生きることの促進要因」が「生きることの阻害要因」を上回れば、自殺リスクを低めることができます。

そのため、自殺対策として「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。



資料：自殺の危機経路（NPO 法人ライフリンク「1,000人実態調査」）

(2) 普及啓発を推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、『自殺は心の弱い人がするもの』といった考えが存在するなど、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのため、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行います。

また、精神疾患や精神科医療に対する偏見を持っていることから精神科を受診することに心理的な抵抗を

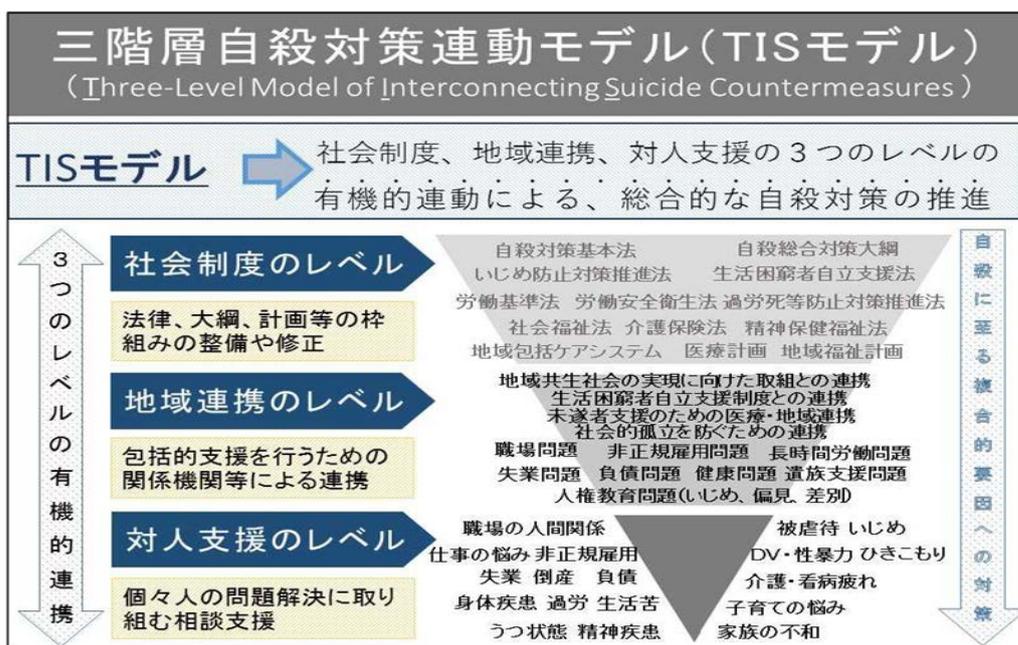
感じる人は少なくありません。さらに、『人に知られたくない』などの思いから、相談することなく個人や家族で抱え込んでしまい、問題を深刻化させてしまう場合もあります。他方、死にたいと考えている人も、心の中では『生きたい』という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることも多くあります。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門機関などにつなぎ、見守っていけるよう、広報や啓発活動などに取組んでいきます。

(3) 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策にかかるそれぞれの施策は、個々の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律や大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「制度のレベル」に分けて考えられます。

本町では、社会制度レベルの動向に合わせつつ、対人支援レベルから見出された地域に共通の課題を地域連携レベルに反映させていくなど、これらを有機的に連動させることで、自殺対策を総合的に推進します。



資料：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター）

(4) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む

自殺には様々な要因や背景が複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が自殺に至ることなく安心して生きられるようにするためには、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが難しい人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、生活困窮者自立支援制度などの制度と一体的に取組む必要があります。

加えて、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に医療につなぐ取組にあわせて、自殺の危険性を高めた背景にある様々な問題に包括的に対応するため、医療、保健、福祉などの各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることも必要です。

こうした連携の取組は実践的な活動を通じて徐々に広がりつつありますが、総合的に自殺対策を行うため、様々な分野の施策、人々および組織間の連携をさらに深め、支援体制づくりを推進します。

2 計画の体系

本計画は、「基本施策」と「重点施策」とで構成します。

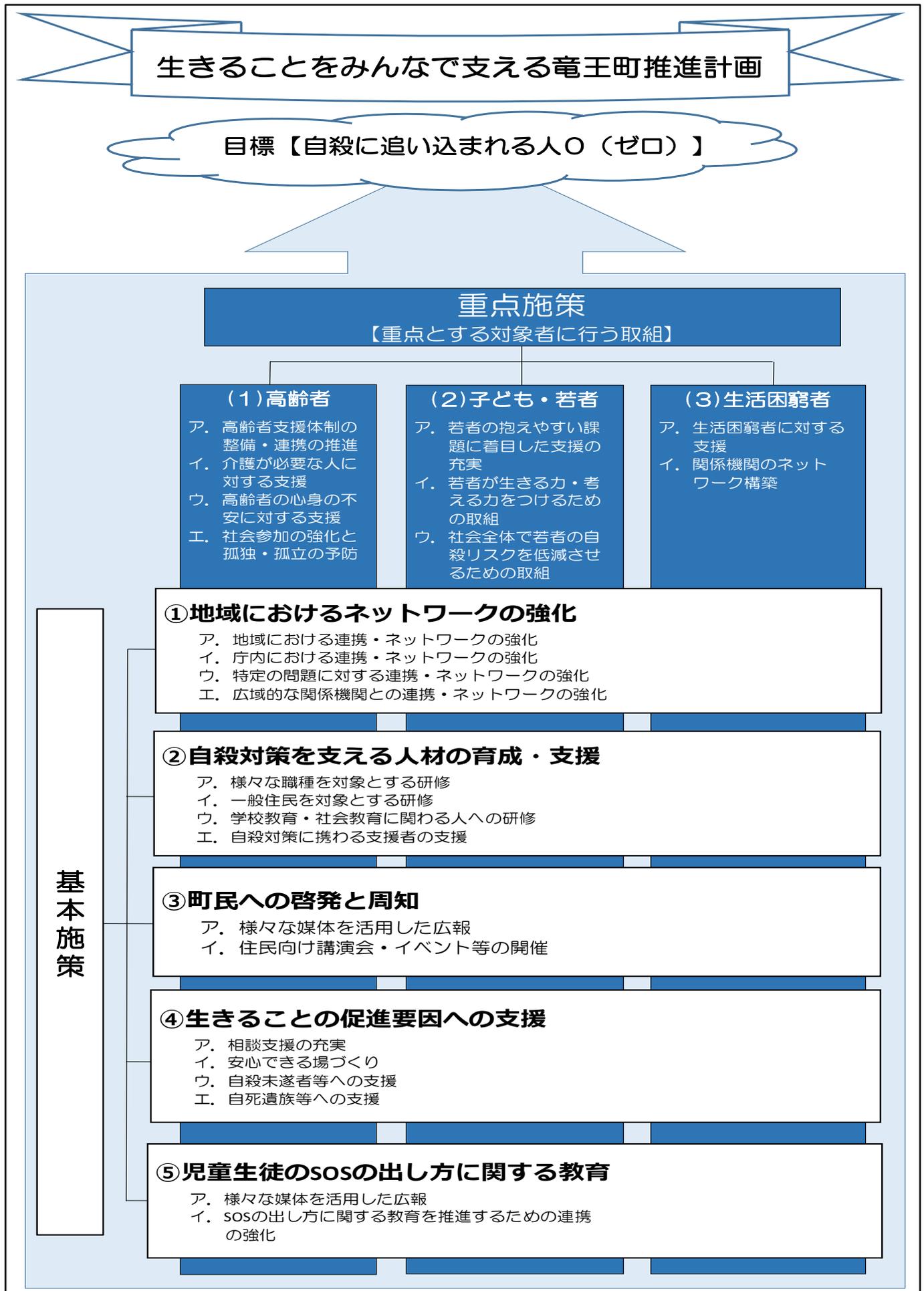
「基本施策」とは、すべての市町が最低限実施することが望ましい施策として挙げているもので、本町においてもこれに則して5つの施策を推進します。

「重点施策」とは、平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となりうる施策について基本施策に付加することが望まれるものです。本町では、自殺者や自殺未遂者の状況、アンケート結果の現状等から、3つの対象者を重点に定め、総合的に取組を推進します。

3 計画の目標

本計画策定の趣旨である「誰もが自殺に追い込まれることのない竜王町」を実現していくため、本町は以下の目標を平成 34 年度(2022 年度)までの最終目標として掲げます。

「自殺に追い込まれる人0（ゼロ）」



4 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

【基本的な考え方】

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない竜王町」を実現するためには、町、関係団体、民間団体、企業、町民などが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にして共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

【現状と課題】

本町では、自殺対策を主目的とした全庁的な協議会はありませんでしたが、本計画策定に伴い、検討委員会が発足しました。

また、より良いまちづくりを目指して各分野において様々な計画やネットワーク構築が推進されています。これらの関係部署や機関が持つネットワークを活用し、「生きるための包括的な支援」という視点での連携を強化することが必要です。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成 30 年度）	目標値（平成 34 年度 (2022 年度)
竜王町自殺対策計画検討委員会の開催回数	4回／年（計画策定）	2回以上／年

【具体的取組】

ア 庁内における連携・ネットワークの強化

庁内での連携を強化することで、町行政として一体的な自殺対策の推進を図ります。

具体的施策

- ・必要に応じて相談窓口や施策等に適切につなぐことができるよう、庁内連携強化を図ります。

【事業の具体例】

国民健康保険事業、上下水道料金徴収業務、空き家対策 等

イ 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

うつ病や依存症といった精神疾患や児童・障がい者・高齢者の虐待など、自殺のハイリスク要因となりうる問題について、予防や解決に向けての連携やネットワークの強化を図ります。

具体的施策

- 様々な年代や立場の人に対する虐待の予防、早期発見および解決のための関係機関の連携を強化し支援体制整備を進めます。
- 様々な障がいに関連した二次障害を予防し切れ目のない支援を実施するためのシステムや体制の構築を行います。
- ライフステージ上で自殺ハイリスクとなりうる問題に直面した人に対しての支援体制整備を進めます。

【事業の具体例】

要保護児童対策協議会事業、ふれあい相談発達支援事業、地域ケア会議 等

ウ 地域における連携・ネットワークの強化

具体的施策

- 各種計画を策定し進捗管理を行います。
- まちづくりや地域活動を推進することで、様々なネットワークの構築および連携強化を図ります。

【事業の具体例】

総合計画策定・管理事業、まちづくり活動支援事業、自治会連絡協議会、在宅福祉医療ネットワーク会議、民生委員児童委員協議会 等

エ 広域的な関係機関との連携・ネットワークの強化

具体的施策

- 町外の自殺対策に関する資源の把握を行い、様々なネットワークの構築および連携強化を図ります。

【事業の具体例】

自殺未遂者連絡支援体制（保健所、医療機関、消防、警察等）との連携、滋賀県自殺予防情報センターとの連携 等

(2) 自殺対策を支える人材の育成・支援

【基本的な考え方】

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の人、町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

【現状と課題】

悩みやストレスを感じた時に相談する割合として「家族・親族」は約8割、「友人・同僚」「恋人・パートナー」は約7割と高くなっており、誰もが身近な人から相談を受ける可能性があると言えます。

また、身近な人が自殺に至るのを防ぐ役割を持つ「ゲートキーパー」では、「家族や仲間の変化に気づいて声をかける（気づき）」、「本人の気持ちを尊重し耳を傾ける（傾聴）」、「早めに専門家に相談するよう促す（つなぎ）」、「温かく寄り添いながらじっくりと見守る（見守り）」の視点が大切とされています。しかし、アンケートでは「死んではいけないと説得する」「バカなことを考えるなど叱る」といった、本人を責めたり否定したりする不適切な対応を選んだ人が2～3割いる状況です。

これらのことから、あらゆる立場や年齢の人が、悩みを抱える人に対しての適切な対応方法について理解し実践できる人が増えていくよう働きかけていく必要があります。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成30年度）	目標値（平成34年度 （2022年度））
ゲートキーパー養成講座実施回数	2回／年	3回以上／年
身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時にじっくりと話を聞く人の割合（住民アンケート）	78.5%	85%以上

【具体的取組】

ア 様々な職種を対象とする研修

具体的施策

- ・様々な職種の人に対して、ゲートキーパーの視点が持てるように研修の機会を設けます。
- ・地域の役員やリーダー的役割の人に対して、ゲートキーパーの視点が持てるように研修の機会を設けます。

【事業の具体例】

民生委員児童委員協議会での研修、ゲートキーパー養成講座、職場人権研修、町議会議員対象の人権研修、消防団員研修事業 等

イ 一般住民を対象とする研修

具体的施策

- ・町民に対して、ゲートキーパーの視点が持てるように様々な場面を活用し研修の機会を設けます。

【事業の具体例】

人権セミナー 等

ウ 学校教育・社会教育に関わる人への研修

具体的施策

- ・学校や保育など子どもたちに関わる立場の人がゲートキーパーの役割を果たせるよう、研修の機会を設けます。
- ・教育に携わる人自身が自殺対策を推進するための発信者となれるよう、研修の機会を設けます。

【事業の具体例】

放課後事業健全育成事業、PTAの活動 等

エ 自殺対策に携わる支援者の支援

庁内の窓口職員など自殺対策を推進するうえで支援者となりうる人自身の心身の健康を保つことで、対象者への充実した支援が行えるようにします。

具体的施策

- ・支援者が適切な支援を安定して行えるよう、支援者の心身の健康を保つために必要な支援やフォローを行います。
- ・支援者が適切な支援を安定して行えるよう、負担を軽減し職務に従事しやすい体制や環境整備を進めます。

【事業の具体例】

学校職員ストレスチェック事業、特定事業主行動計画策定・実施 等

(3) 町民への啓発と周知

【基本的な考え方】

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を行っていくことが求められます。

【現状と課題】

よく眠れない日が2週間続いた場合には、うつ病をはじめとした心身の不調が生じている可能性があるため、専門機関等に相談や受診をすることが必要とされています。しかし、アンケートでは、「気分転換などをしてしばらく様子を見る」と答えた人が4割以上、「我慢する」と答えた人が1割おり、心身に不調を来している状態への適切な対応の理解が広まっていない現状があります。

また、自殺は誰にでも起こり得る危機ですが、「自殺をする人はよほど辛いことがあったのだと思う」が7割、「自殺は自分にはあまり関係がない」と感じている人が約5割おり、自殺に対する誤った認識が存在していることがうかがえます。

さらに、「自殺したいと思った時、相談した人・機関」で「誰にも相談しなかった」と答えた人の割合は半数を超えており、本町においても自殺ハイリスク者は、悩みや問題を自分ひとりで抱えてしまい、孤立を深めやすいことがうかがえます。

これらのことから、うつ状態をはじめとした精神疾患やその他の自殺にまつわる事柄についての啓発とともに、「相談することや助けを求めることは望ましいこと」という意識を醸成し、必要時に適切な相談先につながれるよう相談窓口などの周知が必要です。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成30年度）	目標値（平成34年度 （2022年度））
悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談したいと思う人の割合 （住民アンケートで「そう思う」「ややそう思う」人の割合）	48.6%	60%以上

【具体的取組】

ア 様々な媒体を活用した広報

具体的施策

- ・ 広報や掲示物など町民などの目に触れやすい媒体を活用し、自殺対策の正しい知識や情報の周知および意識付けを図ります。

【事業の具体例】

広報・広聴事業、スポーツ大会での啓発 等

イ 住民向け講演会・イベント等の開催

具体的施策

- ・ 講演会や出前講座などを開催し人の集まる場へ直接働きかけることで、自殺対策の正しい知識や情報の周知および意識付けを図ります。

【事業の具体例】

健康まつり、健康教育による普及啓発 等

(4) 生きることの促進要因への支援

【基本的な考え方】

個人においても社会においても、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高くなるため、「生きることの促進要因」を増やし、「生きることの阻害要因」を減らす取組を行うことが大切です。

【現状と課題】

孤立を防ぎ安心を与え、生きることを促進する要因として、支援者の存在、利用可能な社会制度や本人に対する周囲の理解などが挙げられます。

アンケートにおいても、本町で自殺を防ぐために必要な対策として「悩みを抱える人への相談支援体制の充実」「生きがいつくりや社会参加の促進のための居場所づくり」の割合が高く、それらが求められていることがうかがえます。

また、自殺未遂者が再度自殺を図ることを防ぐため、自殺に追い込まれた要因を解決するための支援につなげていくことが必要です。

あわせて、身近な人が自死した経験のある人は4割近い現状があり、自死遺族や自死の影響を受けた人が自殺リスクを抱えてしまうことのないよう、周囲の理解や孤立防止などの支援も行う必要があります。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成30年度）	目標値（平成34年度 （2022年度））
悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談したいと思う人の割合 （住民アンケートで「そう思う」「ややそう思う」人の割合）（再掲）	48.6%	60%以上

【具体的取組】

ア 相談支援の充実

具体的施策

- ・生活上の悩みや困り事に対する相談支援を行います。

【事業の具体例】

納税相談、行政相談所開設、通所支援事業、健康増進事業 等

イ 安心できる場づくり

具体的施策

- ・ 孤立防止や生きがいづくりのための場づくりを行います。
- ・ 同じような悩みを持つ人や似た立場の人が気持ちを共有しつながりを持てる場づくりを行います。
- ・ すべての人が安心して外に出たり社会とのつながりを持てたりできるよう、体制や環境の整備を進めます。

【事業の具体例】

あす☆みる倶楽部、介護者家族会、託児サービス（図書館）、公共交通施策検討事業 等

ウ 自殺未遂者等への支援

具体的施策

- ・ 自殺未遂者が再度自殺を図ることを防ぐための支援および体制整備を進めます。

【事業の具体例】

自殺未遂者連絡支援体制（県）との連携 等

エ 自死遺族等への支援

具体的施策

- ・ 身近な人を自死で亡くした人の孤立防止や心のケアについての連携を図ります。

【事業の具体例】

凧の会（自死遺族の家族会）の紹介 等

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

【基本的な考え方】

「生きるための包括的な支援」として、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標として教育の取組を進めていくことが求められています。学齢期の早い時期に SOS 発信できる力を身につけることで、成長して大人になってからも適切に相談することができ、自殺予防につながることを期待されます。

【現状と課題】

住民アンケートでも今後必要な自殺対策の項目として「児童・生徒が『助けて』と自ら発信できる教育」と答えた人が最も多いことから、SOS の出し方教育にかかる取組を進めていくことへの期待が大きいと言えます。現在、各学校において子どもに対するアンケートを実施し、そのアンケート内容に応じて子どもと話をする時間を持つようにするなど、子どもとのコミュニケーションを図っています。しかし、中学生アンケートでは、悩みのある人のうち誰かに相談できない人と答えた人が 2 割弱いることも踏まえて、児童生徒が自ら困り事を発信できる力を身につけ、相談できない人を減らしていく取組の充実が求められます。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成 30 年度）	目標値（平成 34 年度 (2022 年度)
全児童・生徒との教育相談	年 1 回	年 1 回以上

【具体的取組】

ア SOS の出し方に関する教育の実施

具体的施策

- ・学校内外を問わず、子どもたちへの SOS の出し方を学ぶ機会を設けます。

【事業の具体例】

児童会・生徒会活動による取組 等

イ SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化

具体的施策

- ・学校内外を問わず、子どもたちへの SOS の出し方教育を推進するための連携や体制の整備を進めます。

【事業の具体例】

生徒指導・教育相談の充実 等

5 重点施策

(1) 高齢者

【基本的な考え方】

高齢期の自殺対策を推進するには、多様な背景や価値観に対応した支援や働きかけが必要です。高齢者に対しては、様々な制度や取組が実施されていることから、今ある事業の活用および充実や関連事業の連携強化などによる施策の推進が求められます。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムの推進や地域社会の福祉力の強化などの施策と連動した事業の展開を図ることも重要です。

【現状と課題】

本町の高齢者の自殺率（10万人対）は全国よりもかなり高くなっており、高齢者に対する生きるための支援の推進が強く望まれます。

65歳以上の人で、悩みや苦勞などが「現在ある」と答えた割合は「健康に関する問題」が約4割で最も高く、次いで「家庭に関する問題」が約3割、「地域と自分の関わりに関する問題」が約2割となっています。高齢期では、要介護状態になることも含め心身機能の衰えや変化が生じやすいことも鑑み、心身の健康についての支援を行っていくことが必要です。

本町では、高齢者が集まれる場や生きがいを持つための様々な活動を実施していますが、今後さらに推進されることが望まれます。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成30年度）	目標値（平成34年度 （2022年度））
65歳以上で悩みやストレスを抱えた時に相談したいと思う人の割合 （住民アンケートで「悩みやストレスを抱えた時に助けを求めたり誰かに相談したいと思う」の項目で「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合）	42.0%	60%以上

【具体的取組】

ア 高齢者支援体制の整備・連携の推進

具体的施策

- ・高齢者施策や支援が一体的に行われるよう、支援体制の整備を進めます。

【事業の具体例】

総合相談、在宅福祉医療ネットワーク会議 等

イ 介護が必要な人に対する支援

具体的施策

- 要介護認定の有無を問わず介護が必要な人に対して、適切な介護や支援が受けられるよう支援を行います。
- 要介護認定の有無を問わず介護が必要な人の家族などに対して、介護者としての役割を担うことなく担えるよう必要な相談や支援を行います。

【事業の具体例】

地域ケア会議、介護者家族会 等

ウ 高齢者の心身の不安に対する支援

具体的施策

- 自殺ハイリスク要因である心身の不安を軽減するため、必要な相談や支援を行います。

【事業の具体例】

新総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 等

エ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

具体的施策

- 高齢者の孤立を防ぎ、生きがいを持てるための居場所づくりを行います。
- 高齢者が安心して外に出て社会とのつながりを持てるよう、体制や環境の整備を進めます。

【事業の具体例】

新総合事業 地域リハビリテーション活動支援事業 等

(2) 子ども・若者

【基本的な考え方】

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

若者に対する自殺対策の一環として、若者が抱えやすい問題である、いじめや学校不適應、ひきこもりなどへの対策を推進するため、関係機関が連携し支援を行っていくことが重要です。年齢や状況により家庭、地域、学校、就業先など生活の場が様々であることから、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野の関係機関と連携を強化し、支援を進めていくことも必要です。

また、若者をとりまく社会全体で若者を支えていく取組を推進することで、若者の生きやすさを促進する土台づくりも必要です。

なお、子ども・若者とは、児童・生徒・学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者などを指します。

【現状と課題】

本町の20歳代の自殺率（10万人対）が全国よりも高いことや、自殺を図ったことをきっかけに相談支援につながる40歳未満の若者世代が増えてきていることから、子ども・若者への自殺対策の推進が望まれます。

また、高校進学後や高校卒業後社会に出てから様々な問題や困難を経験し、相談支援につながる若者が多いことから、主体的に抱えている問題を解決し、生活を営んでいくといった、生きるための力を着けることも大切です。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成30年度）	目標値（平成34年度 （2022年度））
19～39歳で悩みやストレスを抱えた時に相談したいと思う人の割合 （住民アンケートで「悩みやストレスを抱えた時に助けを求めたり誰かに相談したいと思う」の項目で「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合）	50.0%	60%以上

【具体的取組】

ア 若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実

具体的施策

- ・年代に応じた適切な相談支援体制の充実を図ります。
- ・いじめや学校不適應など、学校で起こりうる課題への適切な対応を行えるよう体制を整備します。

【事業の具体例】

スクールソーシャルワーカーの活用、生徒指導・教育相談、竜王町いじめ等対策協議会との連携 等

イ 若者が生きる力・考える力をつけるための取組

具体的施策

- ・学校内外を問わず、自ら生活していくための必要な力に気づき、身に着ける機会を設けます。
- ・若者が同じような悩みや立場を持つ者として身近な支援者になるために、必要な力を得る機会の提供を行うとともに、支援者である若者に対するメンタルケアの充実を図ります。

【事業の具体例】

中学生チャレンジウィーク事業、若者交電事業 等

ウ 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組

具体的施策

- ・地域などにおいて、若者の居場所づくりを行います。
- ・子どもの愛着関係の形成や健全な発育発達を確保できるよう、切れ目のない子育て支援を推進します。
- ・子どもたちが安全・安心して暮らすことができるよう地域で支えるための体制整備を進めます。

【事業の具体例】

キッズスクール、赤ちゃんサロン、子育て支援拠点事業、ふれあい相談発達支援事業 等

(3) 生活困窮者

【基本的な考え方】

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、心身の障がい、労働、多重債務、介護などの多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的なつながりが弱くなる傾向があり、自殺リスクが高いとされています。そのため、生きる支援として、生活困窮者支援対策と一体的に自殺対策の推進を図ることが重要です。

【現状と課題】

本町における自殺者の動機・要因として「経済・生活問題」が約3割で2位に挙がっており、生活困窮が自殺に至る大きな要因の1つと言えます。

また、アンケートの家計の余裕の程度についての項目では「あまり余裕がない」「全く余裕がない」を選んだ人が3割を超えていますが、生活保護や生活困窮者相談支援事業といった生活困窮者に対する制度につながっている人は少なく、生活苦があっても相談には至らず、限界を迎えてから支援につながるという傾向がうかがえます。

これらのことから、経済的な問題や生活困窮を抱える人が自殺に至らないよう、早い段階で助けを求めて適切に支援を受けられるための取組が必要です。

【評価指標】

指標の内容	現状値（平成 30 年度）	目標値（平成 34 年度 (2022 年度)
生活困窮に関する相談件数	20 件／年	40 件／年

【具体的取組】

ア 生活困窮者に対する支援

具体的施策

- 生活困窮を抱えている人や家庭に対して、負担軽減のための生活面や経済面での支援を行います。

【事業の具体例】

国民健康保険税の賦課、福祉医療費助成事業、生活困窮者自立相談支援事業 等

イ 関係機関のネットワーク構築

具体的施策

- 生活困窮や経済苦を抱えている可能性のある人が必要な相談支援につながれるよう、他の窓口や事業へのつなぐための連携強化を図ります。

【事業の具体例】

就学援助・特別支援学級就学奨励補助、消費生活対策 等

第4章 竜王町の自殺対策推進体制

本町の自殺対策を総合的に展開していくため、次のことを行います。

(1) 庁内連携の強化

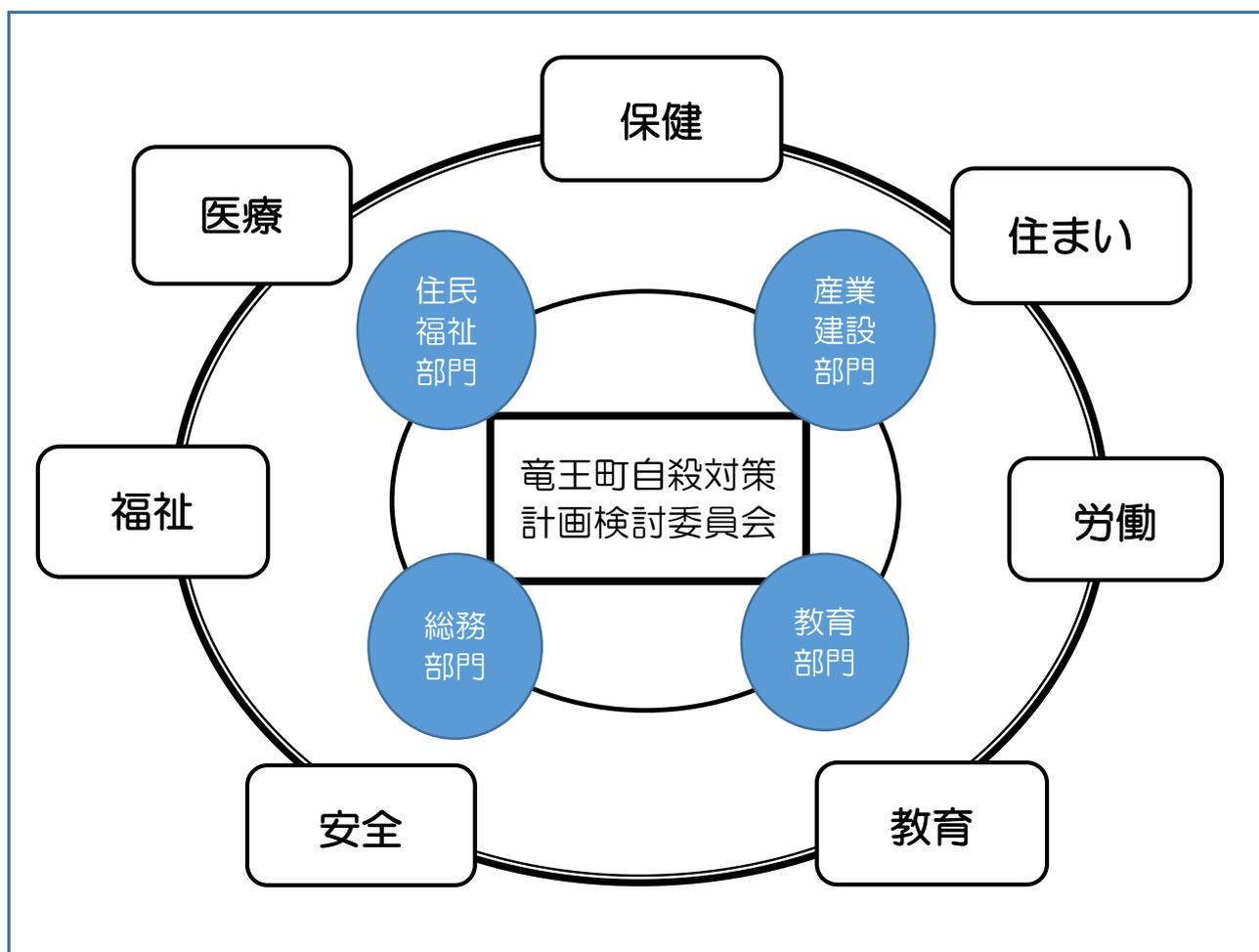
自殺対策の取組を総合的に推進するため、「竜王町自殺対策に資する事業集」を共通ツールとして自殺対策の視点での事業実施についての働きかけを行うことで、様々な分野において町行政に従事する職員が自殺対策の一翼を担っているという認識を共有し、様々な制度や施策、取組の相互連携の強化を図ります。

(2) 進捗管理

竜王町自殺対策計画検討委員会を設置し、本計画における取組状況や目標値について毎年確認を行うことで、自殺対策の適切な進捗管理に努めます。

【竜王町自殺対策推進体制イメージ図】

自殺対策を推進するにあたり、竜王町自殺対策計画検討委員会を中心として庁内の各部門が連携するとともに、関係機関等との連携を図ります。



資料集

1 生きることをみんなで支えるための事業集

自殺対策計画は生きることの包括的な支援であるとの視点から、既存事業を最大限に活かし計画に盛り込むべく、庁内で実施されている事業を広く把握することが重要です。

このことから、本計画策定に伴い、平成30年度時点において庁内で実施している事業のうち、自殺対策の視点が加えられるものについての調査（事業調査）を実施しました。なお、個々の事業に関しては計画の期間である平成34年度（2022年度）までに、内容の変更や廃止の可能性があります。

【基本施策】

【基本施策①ーア】 庁内における連携・ネットワークの強化

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	総合計画策定・管理事業	総合計画を策定し、進捗管理を行う。	総合計画に自殺対策を盛り込む。	未来創造課
2	精神障害者精神科通院医療費助成事業	精神障害者の方への医療費助成。	精神障害の方は、精神的な不安定さを抱え、孤立しがちであるため、助成申請時など接触できる機会に状況を伺い、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
3	国民健康保険事業	国民健康保険被保険者死亡時のご家族への葬祭費の支給。	葬祭費申請をされる方は、ご家族を亡くされたことにより精神的に不安定になられることも多いことから、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
4	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療被保険者死亡時のご家族への葬祭費の支給。	葬祭費申請をされる方は、ご家族を亡くされたことにより精神的に不安定になられることも多いことから、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
5	児童扶養手当および福祉年金支給事務	児童扶養手当および福祉年金の支給。	年1回現況届を必ず対面で受け取り状況確認を行うことから、支援が必要な家庭等は必要に応じて関係機関と連携を図り、情報の共有などを行う。また、ひとり親のため、生活に困窮する可能性も高いことから、就労支援を県と連携して実施する。	健康推進課
6	空き家対策		空き家に関する相談来所者に対して、生活上での悩みがある等が把握できた場合、必要に応じて相談窓口へのつなぎを行える可能性がある。	建設計画課
7	上下水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収事務	料金徴収等については上下水道料金等包括業務受託業者によりコミュニケーションを取りながら納付を促しつつ無理のないように進めている。 業者によるメータ検針や窓口など、住民と接触する機会において生活難等の相談が寄せられた場合には、町は早期に対応をできるようにする。	上下水道課

【基本施策①ーイ】 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	戸籍住民登録事業	住基等に関する事務	DV被害者の方および避難家族等の住基事務を行うにあたり、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
2	国民健康保険事業【再掲】	国民健康保険被保険者死亡時のご家族への葬祭費の支給。	葬祭費申請をされる方は、ご家族を亡くされたことにより精神的に不安定になられることも多いことから、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課

3	後期高齢者医療事業【再掲】	後期高齢者医療保険被保険者死亡時のご家族への葬祭費の支給。	葬祭費申請をされる方は、ご家族を亡くされたことにより精神的に不安定になられることも多いことから、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
4	児童扶養手当および福祉年金支給事務【再掲】	児童扶養手当および福祉年金の支給	年1回現況届を必ず対面で受け取り状況確認を行うことから、支援が必要な家庭等は必要に応じて関係機関と連携を図り、情報の共有などを行う。また、ひとり親のため、生活に困窮する可能性も高いことから、就労支援を県と連携して実施する。	健康推進課
5	精神保健事業	高次脳機能障害者支援事業	リハビリや相談などの機会を活用して町が支援者との関係を構築することで、家族や本人の抱える不安や課題などに応じて負担軽減を図る。	健康推進課
6	妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり 要保護児童対策協議会事業	妊娠期・子育て期の相談しやすい環境づくり、支援が必要なケース等の早期発見、児童虐待の未然防止、児童虐待への対応、ネットワークづくり	支援体制づくりや、ケース支援の中で自殺対策（リスクの軽減等）に繋がっている。	健康推進課
7	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報対応、相談窓口の設置	虐待への対応を糸口に、本人や家族、援護者の支援を行い、適切な支援先につなぐことができる。相談窓口については、広報等への掲載により周知を図る。	健康推進課
8	障がい者相談員（直営、身体・知的障害者相談員）による相談業務	直営の相談員（囑託）および行政が委嘱している身体・知的障害者相談員による相談業務	障害を抱えて地域で生活する人が様々な困難に直面した際に、状況を察知・把握して適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担う。	健康推進課
9	手話講座の実施	聴覚障害者の生活および関連する福祉制度について理解し、手話で日常生活に必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	聴覚障害者とのコミュニケーションの中で、困りごとや様々な問題をキャッチし、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役の養成につながる。	健康推進課
10	手話通訳者等設置（派遣）事業	手話通訳者を設置（派遣）することで、聴覚障害者のコミュニケーションの確保、社会参加の支援を行う。	障害を抱えて地域で生活する人が様々な困難に直面した際に、状況を察知・把握して適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担う。	健康推進課
11	地域包括ケアシステム構築業務	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて関係機関、関係職種と連携を図る。	安心して暮らせるまちづくりが自殺対策にも関連あり。	福祉課
12	高齢者虐待防止業務	高齢者の虐待防止および介護者の支援を実施するため関係機関の連携強化を図る。	虐待の予防および早期発見、早期対応の強化が自殺対策にもつながる。	福祉課
13	地域ケア会議	高齢者の個人の課題解決から地域の課題解決を図るため多職種、多機関が集まり、協議する場。	自殺対策をテーマに協議することもできる。	福祉課
14	ふれあい相談発達支援事業（関係会議開催事業）	発達障害等発達をベースとした切れ目のない支援を実施するため、関係機関との情報共有、連携を図る会議の実施	対象者を取り巻く生きづらさの要因は、健康、家庭、教育等さまざまな環境の中で生じるため、関係機関との情報共有、連携を適宜確保することで、対象者の自殺リスクが生じる要因について、早期把握が可能となる。	発達支援課

【基本施策①ーウ】 地域における連携・ネットワークの強化

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	相談に関する紹介	住民からの相談を行政機関等へ紹介、情報提供する。	住民から相談があれば、行政等の相談機関を紹介する。	議会事務局
2	地域支え合いしくみづくりモデル事業	住民が主体となって地域で支えあうしくみをつくるための支援し、地域の支えあいのまちづくりを推進する。	地域で支えあうことが孤立感をなくすための1つの手段になる。一人暮らしの高齢者等にかかわりを持ってもらえるようなしくみづくりへと支援する。	未来創造課
3	まちづくり活動支援事業	さまざまな分野において住民が自発的・主体的に取り組まれるまちづくり活動に対し補助金を交付。	「地域を元気にしたい・・・子育てしやすく、高齢者や障がい者も安心して暮らしたい・・・緑豊かで恵まれた文化を継承していきたい・・・安心して住みよいまちにしたい・・・」など、このような願いの実現に向けて活動を補助することで、自己実現を高め、さらにその活動が住民の福祉につながる。	未来創造課

4	婚活支援事業	広域婚活事業に参画。またサポーター制度として企業等への働きかけを行う。	結婚を促進することで、その人自身の未来への活力につなげることができる。また、企業等へサポーター制度を働きかけることで、職場での応援につなげる。	未来創造課
5	総合計画策定・管理事業【再掲】	総合計画を策定し、進捗管理を行う。	総合計画に自殺対策を盛り込む。	未来創造課
6	総合戦略策定事業	総合戦略を策定し、進捗管理を行う。	総合戦略に自殺対策を盛り込む。	未来創造課
7	人権政策推進事業（男女共同参画推進プラン策定）	男女共同参画プランに女性活躍推進計画、DV対策計画の内容を盛り込み改訂する。	性別にかかわらず、男性も女性も自分らしく輝けるまちづくりのための計画を立てることで自己実現の幅を広げ、充実した人生を送ることができるよう推進する。	未来創造課
8	自治会連絡協議会	区長で構成する協議会の運営支援。	会議等で自殺対策の計画を周知。	総務課
9	災害対策・一般管理 災害時要援護者支援事業	防災対策を推進するため、基盤の整備や関係機関、企業等との連携に努め、地域の防災力向上を図る。自主防災組織の活動を支援し、共助による減災対策を図る。	大規模災害における被災者の生活上の不安や悩みに対する相談や支援の必要性が謳われている。自主防災組織の活動を支援することにより地域での支え合いによる被災者の支援体制の充実を図る。	生活安全課
10	町防災計画作成事業	地域防災計画の作成等（計画、各種マニュアル、ハザードマップ）を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。ハザードマップについては、浸水想定や土砂災害警戒区域の表示とあわせ、避難情報や防災情報、災害時の支援情報等についても記載し、住民の迅速な避難への誘導と被災後の安心感を高める。	命を守る行動や暮らしに関する様々な分野の相談先情報を記載することで、被災時における情報の充実を図る。	生活安全課
11	地域安全対策事業	竜王町地域安全推進協議会が中心となり、警察や消防等の関係機関とも連携することにより、地域における交通安全、防犯、防火等の意識を高め、安全安心のまちづくりの実現を	各自治会長、地域安全推進員、各種団体等が組織する協議会での活動を通して、地域が主体となった安全向上活動を実践して行く。	生活安全課
12	地域保健活動	地域全体の健康のレベルアップを図るために、地域組織との連携を図りながら地域保健活動を推進する。	地域保健活動を通して各町の自治会組織（区長等）など地区役員の理解促進と意識の醸成を図ることで、自治会組織との連携強化につながる。	健康推進課
13	健康推進員活動支援	健康推進員による地域での健康づくり普及啓発活動を支援する。	健康推進協議会との連携会議（総会、地区代表者会議、役員会等）において自殺対策についての理解と意識醸成を図ることで、健康推進員協議会（健康推進員）活動と自殺対策との連携強化を図る。また、健康推進員にゲートキーパー研修を実施することで、健康づくり活動を通して地域住民の状況を把握し、リスクがある人について必要な支援につなぎ役となりうる。	健康推進課
14	医師等懇談会	町内の医療機関等と会議を行う。	町の抱える課題や取組を共有することにより、認識が統一でき、ハイリスク者をはじめとした医療機関に受診する全住民に対して予防の視点で関わる事が出来る。	健康推進課
15	障がい福祉計画等策定・管理事業	障がい者計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の進行管理を行うとともに、次期計画の策定を行う。	障がい者福祉計画におけるこころの健康づくりへの取組として、精神保健に関する啓発、相談対応を行っている。自殺リスクの軽減、早期対応につながる。	健康推進課
16	東近江圏域サービス調整会議（自立支援協議会）	医療・保健・福祉・教育および就労等に関係する機関とのネットワーク構築	医療や福祉等の各支援機関の間に構築されたネットワークは、保健福祉施策や支援の基盤となっている。	健康推進課
17	地域包括ケアシステム構築業務【再掲】	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて関係機関、関係職種と連携を図る。	安心して暮らせるまちづくりが自殺対策にも関連あり。	福祉課
18	在宅福祉医療ネットワーク会議	安心して暮らせる在宅療養体制について医療及び介護の連携強化を図るため関係機関、職種が集まり協議する。	安心して暮らせるまちづくりについて協議するため、自殺対策をテーマに掲げて検討することもできる。	福祉課
19	民生委員児童委員協議会	毎月定例会議を開催し、各委員活動状況の報告や高齢者、障がい者、児童福祉の3部会活動等組織活動の共有を図る。	生活困窮者など生きづらさを抱えている人たちの支援も個々で行っているため、関係機関へもつながりやすい。	福祉課

【基本施策①ーエ】 広域的な関係機関との連携・ネットワークの強化

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	自殺未遂者支援連絡体制（県）との連携	県が実施している自殺未遂者連絡支援体制において、自殺未遂者等のうち引き続き支援が必要と判断され、町へ連絡があった者に対して、必要に応じて医療機関や消防、警察、行政の関係部署と連携や連絡をしながら支援を行う。	自殺ハイリスクである自殺未遂者等が、必要な支援につながることで、自殺を再び防ぐ。	健康推進課
2	滋賀県自殺予防情報センター（県）との連携	県で設置されている自殺予防情報センターが集約する国や他府県、他市町の自殺予防に関する情報。また、町の自殺対策の推進において、スーパーバイザーとしての助言・支援を受ける。	広域的かつ専門的な観点からの支援を受けることができ、自殺対策の質の向上を図ることが可能となる。	健康推進課

【基本施策②ーア】 様々な職種を対象とする研修

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	保育園における保育の実施	保育園による保育・育児相談の実施。保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	既存の虐待対応ネットワーク等を現在実施。保育士への研修（民間なので強制はできない）。	教育総務課
2	人権研修	研修、調査を行い、人権意識を高める	議員研修として、自殺問題について研修する機会を設ける。また、他課から情報提供があれば研修や調査の調整をする。	議会事務局
3	職場人権研修の実施	各月に1回程度各職場での自主的人権学習を推進	推進員会議で自殺対策計画の各職場での周知を依頼する。	総務課
4	非常備消防費・一般管理 消防団運営事業 消防団員研修事業	消防団の活動上必要な資機材の整備と団員の各種訓練、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、住民に対する火災予防を行う。	消防団員が自殺リスクについて学ぶことにより地域での支援の充実につながり得る。	生活安全課
5	窓口対応職員のスキルアップ	各種手続き等の来所者に対する対応	来所者の自殺に至りかねない様子や状況に気づき必要に応じてつなげられるよう、ゲートキーパー研修等を受けスキルアップを図る。	住民課
6	健康推進員養成研修	各地区における健康推進員の養成を行う。	地域における健康づくりの支援者として、必要に応じて関係機関へ繋ぎ相談を持ち掛けてもらえるよう、健康推進員の養成講座において、ゲートキーパー研修を実施する。	健康推進課
7	ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を抱えた人々に気づき適切に関わるのできるゲートキーパーを養成する。	様々な立場の人がゲートキーパーの役割を担えるよう研修することにより、身近な人が互いに相談先となり、悩みを抱えた人が早期に適切な支援へつながることができる。	健康推進課
8	新総合事業 地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーションの推進に向け多職種が集まり協議。	リハビリテーションの概念が支援者で共有され、自信の回復につなげることが自殺対策にも関連する。	福祉課
9	民生委員児童委員協議会	自己研鑽のため自ら研修会を企画したり他の関係機関の研修会に参加する。視察研修や町外の民児協との交流など幅広く実施。	定例民協の中でゲートキーパー養成講座を実施することも可能。	福祉課
10	農地利用の最適化の推進	農地としての農業上の利用の確保、農業経営規模の拡大、農地の集団化、新規参入者の促進を図る。	農地相談において、相談者から農業経営の行き詰まり等による自殺リスクがありそうな相談内容であった場合には、相談窓口へ繋ぐこととする。	農業委員会事務局
11	企業内人権啓発	公正採用選考および人権風土のある明るい職場づくりの啓発	人権教育推進協議会の部会の企業部会の事務局を商工観光課が担当。従業員20人以上の事業所に公正採用選考（出身地や本籍に関係なくその人の能力を見て採用をする）の実施と、人権風土のある明るい職場づくりの2本柱で、年に1回啓発を実施することで自殺発生リスクの抑制につながる。	商工観光課

【基本施策②ーイ】 一般住民を対象とする研修

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	人権セミナー	町民および各種団体等の人権意識を高めるために、様々なテーマを設定し、人権について考える研修会を行う。（年5回開催）	人権感覚および人権意識を高める目的で毎年5回程度開催している研修会。現代社会においても人権問題が解決したとは言えない状況であり、継続的な人権教育・啓発が必要。基本的人権が尊重される社会の実現をめざすことで、個人が抱えるあらゆる問題への支援・解決を図り、一人ひとりが大切にされ、自ら死を選択する人が無くなることにつながる可能性が高いと考える。人権侵害が自殺に至る理由として挙げられる場合もあり、人権教育・啓発の重要性を改めて周知していく。	生涯学習課
2	人権政策推進事業	庁内推進体制の確立、人権擁護委員・推進委員の活動支援、住民への人権啓発事業の実施	一人ひとりの人権が尊重され、守られるよう、様々な啓発・人権学習支援を行い、「人権尊重のまち」とする。	未来創造課
3	認知症サポーター養成講座	認知症の理解を深めるため、認知症キャラバンメイトが地域や学校に出向き、啓発を実施	認知症の理解を深めることで介護の軽減を図る。また、合わせてゲートキーパー養成講座の紹介や同時開催も可能。	福祉課

【基本施策②ーウ】 学校教育・社会教育に関わる人への研修

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	PTAの活動	児童生徒の健全な成長を図ることを目的に、保護者と教師が協力して学校園および家庭における教育に関し、理解を深めるとともに教育の振興を図る。	町内社会教育関係団体の一つであり、単位PTAにおいて教育に関する研修会も毎年実施されている。単位PTA内で研修テーマ等を設定し、主体的に開催されているものであるが、情報提供による普及啓発や児童生徒の健全な育成のためにつながる研修テーマ等を提供し、研修会の実施を促すことで普及啓発を推進する。	生涯学習課
2	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後および長期休暇中に児童保育所で保育する。	お迎えに来た保護者と話をする中で、日頃抱えている不安や様子の変化などを確認し、必要に応じて関係者と連携を図れるように支援者に対してゲートキーパー研修を行う。	健康推進課

【基本施策②ーエ】 自殺対策に携わる支援者の支援

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	教職員人事・研修関係事務 学校職員安全衛生管理事業	町費で雇用している教職員に対して、研修や健康管理に関係する事業の予算措置がある。	教職員のスキルアップや心身の健康維持を行うことで、児童生徒の様々な支援の充実を図る。	教育総務課
2	学校職員ストレスチェック事業	教職員にストレスチェックを実施	教職員自身のメンタルヘルスへの気づきを促すことで、児童生徒の支援がしやすい体制を整える。	教育総務課
3	学校現場業務改善事業・スクールサポートスタッフ配置事業	スクールサポートスタッフの配置や学校支援マネージャーを派遣することで教職員の多忙化解消を図る。	教員の指導力向上を図るとともに、教職員のケアという観点から、教職員の時間的・精神的負担の軽減を図る。	学校教育課
4	部活動指導員配置事業	部活動指導員を配置することにより、部活動の指導体制の充実を図る。	専門的な知識・技術を有する指導員が指導することにより、部活動の指導体制の充実を図るとともに、教職員の指導に対する不安や精神的負担を軽減する。	学校教育課
5	健康管理	職員の健診・ストレスチェックの実施	メンタルヘルスカウンセリングを実施し、本人自身の気づきを促す。	総務課
6	自己申告制度・人事ヒアリングの実施	職員から聞き取る機会を設け、家庭環境等にも配慮しながら人員配置を行う。	一人ひとりの現状を把握し、課の仕事量に落とし込むことで、誰もが追い込まれない人事配置を考える。	総務課
7	退職者への支援	面談等を行い現状把握をするとともに、職場復帰に向けた支援を行う。	メンタル面での配慮をしながら職場復帰を共に目指すことで、前向きな気持ちを醸成する。	総務課
8	人事評価制度の実施	一人ひとりの能力評価・業績評価を行う。	結果に基づき、さまざまな配慮の視点も含めて適材適所の人員配置に活かす。	総務課

9	特定事業主行動計画の策定・実施	事業主として職員の子どもの健やかな育成のために次世代育成支援対策に関する計画、女性活躍を推進するための計画を策定し、実施、進捗管理を行う。	職員のワークライフバランスの実現やキャリアアップ等を支援することで、働きやすい職場環境を作る。	総務課
10	互助会事業	職員の福利厚生の一環として互助会事業を実施し、交流・リフレッシュの場を設けたり、サークル活動や人間ドッグ補助等を行う。	事業等の実施により、職員のリフレッシュを図る。	総務課

【基本施策③ーア】 様々な媒体を活用した広報

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	スポーツ大会での啓発	町体育振興協会（各種加盟団体を含む）が実施しているのスポーツ大会。	現代社会における様々なストレス等を発散するために、スポーツを実施することは効果的である。また、スポーツを通じた交流および仲間づくりは、安心できる居場所の創出や悩みの共有など自殺の未然防止の一つになり得ると考える。	生涯学習課
2	広報・広聴事業（広報・ホームページによる情報発信）	広報やホームページにより、住民に等しく情報発信を行う。	自殺対策についての啓発を行う。	未来創造課
3	広報・広聴事業（定例記者会見）	年4回、住民、町外・県外へと町長自ら町の魅力を発信	自殺対策についての取り組みがある場合は、報告事項に盛り込むことで住民周知、理解の促進を図る。	未来創造課
4	広報・広聴事業（暮らしの便利帳作成）	行政のしくみや手続、制度、暮らしに役立つ情報を1冊にまとめて発行	相談窓口を掲載し、周知を図る。	未来創造課
5	りゅうおう健康ページチャレンジ事業	第2次いきいき健康竜王21プランに基づき、健康寿命の延伸を目的に7つの重点取組を行う。	健康づくりの様々な分野における事業を推進していく中で、こころの健康づくり（自殺対策）を取り上げることで、住民への周知啓発の機会となる。	健康推進課
6	ガイドブック作成事業	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者の生活の質の向上および社会参加の促進等を図る。	パンフレット等により障がい者が利用できるサービス等や相談窓口の周知を図る。	健康推進課

【基本施策③ーイ】 住民向け講演会・イベント等の開催

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	健康まつり	第2次いきいき健康竜王21プランに基づく、健康寿命の延伸を目的に7つの重点取組の周知と住民啓発を行う。	参加者自らの心身の健康状態の把握を行える機会提供するとともに、相談窓口としての周知を図ることが出来る。	健康推進課
2	健康教育による普及啓発事業	出前講座等の健康づくりに関する講座を開催	地域や役場などで健康に関する講座を開催し、様々な健康に関する知識の普及啓発を図ることにより、自身の健康の認識を見直す機会になるとともに、参加者が支援者の一員となりえる。あわせて、地域において気になる人がいた際の相談先として周知が行え、ハイリスク者等のつなぎ役となる。	健康推進課

【基本施策④ーア】 相談支援の充実

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	行政相談所開設	国の機関の業務についての相談事業（月1回、行政相談所を開設し、解決を図る）	傾聴をもって潜在的な自殺者に対する役場側の気づきにする。関係機関につなぐ役割を担う	総務課
2	嘱託職員による納税相談	・住民から納税に関する相談を受け付ける。 ・町税の徴収及び収納事務を行う。	プライバシーの課題はあるが、該当者と考えられる方のうち、希望者に対して各種サービスの案内を行う。	税務課
3	消費生活対策事務	・消費者相談・情報提供・消費者教育・啓発・消費生活グループの活動支援	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクへと繋がる可能性がある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握していくことで関係部署と情報を共有し、包括的な問題の解決に繋げる。	生活安全課

4	環境衛生費・一般管理 公害対策費・一般管理	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	生活安全課
5	利用者支援事業	様々な事業に専門職が参加することで保護者や子どもの状況把握を行う。	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように身近な場所での相談や子育て支援の情報提供、助言など必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。	健康推進課
6	健康増進事業	保健指導、各種健（検）診の実施	ハイリスク者のみだけでなく、様々な人に個別に面談や健診を行うことにより、こころの悩みについて相談できる機会になる。	健康推進課
7	精神保健事業	精神保健事業全般	精神障害のある方が地域で安定した生活を送れるように支援者等と連携を図りながら精神保健事業を推進する。	健康推進課
8	障がい児通所等給付事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援	サービスの提供により障がい児本人の自立を促す。また、相談支援は保護者の不安感や負担の軽減につながる。	健康推進課
9	自立支援給付事業	障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付、相談支援等）の適切な支給を行う。	サービスの提供により障がい者本人の自立を促す。また、相談支援は保護者の不安感や負担の軽減につながる。	健康推進課
10	生活保護申請業務	生活保護を希望される方の生活状況、経済状況の聞き取りおよび健康福祉事務所との連携	経済苦、生活苦の支援として相談業務の強化。	福祉課
11	民生委員児童委員事務	民生委員児童委員の委嘱事務を実施。 （定例民生委員児童委員協議会の運営や民生委員児童委員活動支援を社会福祉協議会に委託）	日常の生活上の相談をきめ細やかに対応。	福祉課
12	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援制度は健康福祉事務所が担当であり、県から町社会福祉協議会へ活動を委託。町は相談窓口として対応し、県や社会福祉協議会につなげる。	生活困窮支援を行うことで経済苦、生活苦の負担軽減につながる。	福祉課
13	通所支援事業（滋賀型地域活動支援センター事業費補助事業）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの支給対象とならない障害者への支援の実施	障害者が利用する滋賀型地域活動支援センターにかかる事業費を補助することで、障害者への社会復帰にかかる取り組みを促進することで、自殺リスクの抑制につながる。	発達支援課
14	児童発達支援事業（療育事業）	児童発達支援事業所による療育事業の実施	療育を要する児童への発達支援や当該児童を養育する保護者への相談支援を適切に実施することで、保護者の養育にかかる過度な心理的負担が生じず、自殺リスク発生の抑制につながる。	発達支援課
15	商工相談 （竜王町商工会）	中小企業の様々な経営課題に対応して、解決まで経営上のアドバイスを行い事業者の経営力の向上を図る。	経営上の様々な課題に関して、相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題点も含めて支援につなげていける可能性がある。	商工観光課
16	創業塾 （竜王町商工会）	若者の就労相談・セミナー、女性の起業など「創業塾」を商工会のBブロック（竜王町・湖南市・甲賀市・日野町）が事務局で実施。	若者や女性の創業・企業は、地域活性化に資するのみならず自身の生きがい、働きがいにもつながる。	商工観光課
17	スポーツ大会での啓発【再掲】	町体育振興協会（各種加盟団体を含む）が実施しているゆスポーツ大会。	現代社会における様々なストレス等を発散するために、スポーツを実施することは効果的である。また、スポーツを通じた交流および仲間づくりは、安心できる居場所の創出や悩みの共有など自殺の未然防止の一つになり得ると考える。	生涯学習課

【基本施策④ーイ】 安心できる場づくり

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	各種講座開講	主に高齢者向けに「ドラゴンカレッジ」6講座、青年層向けに「青年学級」2コースを開講し、公民館の集う・学ぶ・つながり（結ぶ）機能を活かした生きがいづくり・仲間づくりの場を提供している。	生きがいづくりの場があることで、閉じこもりの人が出かけるきっかけになる。また、学びから自尊感情につながることで自殺の予防になっている（かも？）。各講座に意識を持って参加できるよう、職員がサポートしている。	公民館

2	託児サービス	0～3歳の子どもを預かり、保護者の図書館利用により生涯学習の時間を保障する	保護者等が、自らの読書活動を通じて、自分を見つめなおす時間が持つ機会ができる。	図書館
3	スポーツ大会での啓発【再掲】	町体育振興協会（各種加盟団体を含む）が実施しているゆスポーツ大会。	現代社会における様々なストレス等を発散するために、スポーツを実施することは効果的である。また、スポーツを通じた交流および仲間づくりは、安心できる居場所の創出や悩みの共有など自殺の未然防止の一つになり得ると考える。	生涯学習課
4	公共交通施策検討事業	竜王町にふさわしい公共交通について調査、検討、調整を行う。	交通弱者が利用しやすい公共交通を検討し、家への閉じこもりなどを防止する。	未来創造課
5	人権政策推進事業（男女共同参画推進プラン策定）【再掲】	男女共同参画プランに女性活躍推進計画、DV対策計画の内容を盛り込み改訂する。	性別にかかわらず、男性も女性も自分らしく輝けるまちづくりのための計画を立てることで自己実現の幅を広げ、充実した人生を送ることができるよう推進する。	未来創造課
6	庁舎管理	バリアフリーなども踏まえた安全な庁舎の管理	町民が訪れやすい、職員が働きやすい庁舎管理を実施	総務課
7	子育て支援拠点事業	乳幼児（未就園児）のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場として、こどもひろばを設置（事業運営については社会福祉協議会に委託）	こどもひろばに来ている保護者同士の交流および不安などを受け止める。参加回数が減った家庭については必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	健康推進課
8	あす☆みる倶楽部	精神障害のある方の家族が集まり、交流を図る。	精神障害を抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。家族同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となる。	健康推進課
9	日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する者が疾病等の理由により居宅での介護ができない場合に、一時的に預かることにより家族の負担軽減を図る。	障害者（児）の家族など介護者の負担軽減を図っている。また、預かりの場を提供する事業所が障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等を早期に発見する機会にもなり、自殺リスクへの早期対応が可能となる。	健康推進課
10	介護者家族会	介護者家族会「ふきのとう」を認知症カフェとして月2回実施。家族同士の語らいの場や勉強の場となっている。（NPO法人りゅうおうに委託。）	家族の介護負担軽減。ゲートキーパー養成講座の紹介も可能。	福祉課

【基本施策④ーウ】 自殺未遂者等への支援

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	自殺未遂者支援連絡体制（県）との連携【再掲】	県が実施している自殺未遂者連絡支援体制において、自殺未遂者等のうち引き続き支援が必要と判断され、町へ連絡があった者に対して、必要に応じて医療機関や消防、警察、行政の関係部署と連携や連絡をしながら支援を行う。	自殺ハイリスクである自殺未遂者等が、必要な支援につながることで、自殺を再び図ることを防ぐ。	健康推進課

【基本施策④ーエ】 自死遺族等への支援

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	凧の会（自死遺族の家族会）の紹介	身近な人を自死で亡くした人に対して、凧の会（自死遺族の家族会）について紹介し、必要に応じて参加を促す。	自死遺族自身が悩みや自責などを抱えるゆえに自殺に至ることがないように、自死遺族特有の思いを語り合う「分かち合い」の場を紹介することで、孤立することなく安心できる居場所を持つ一助となる。	健康推進課

【基本施策⑤ーア】 SOSの出し方に関する教育の実施

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	児童会・生徒会活動による取組	児童生徒発信によるいじめ防止や人権学習への啓発を行い、相手を思いやる気持ちを育てる。	児童会・生徒会活動によるみんなが安心して過ごせる学校づくりを目指して、集会や常時活動などで呼びかける。児童生徒へのSOSの発信の仕方についても学ぶ機会とする。	学校教育課

【基本施策⑤ーイ】 SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	生徒指導・教育相談の充実 竜王町いじめ等対策協議会との連携	いじめ防止や学校不適應等について専門家や関係機関との連携をもとに組織的に対応できるよう体制を整備する。	児童生徒の心に寄り添う生徒指導・教育相談を充実させるとともに、自尊感情や自己有用感の高揚を図る（教育相談部会の充実・SCやSSW、関係機関との連携） 学校生活アンケートを実施し、その後教育相談週間に一人ひとりの児童生徒と話す機会を設けることで、SOSを発信できる関係を築いていく	学校教育課

【重点施策】

【重点施策①ーア】 高齢者支援体制の整備・連携の推進

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	総合相談業務	高齢者の心身の健康および生活上の相談業務。	身体的、精神的負担軽減のための相談業務の強化。	福祉課
2	高齢者虐待防止業務【再掲】	高齢者の虐待防止および介護者の支援を実施するため関係機関の連携強化を図る。	虐待の予防および早期発見、早期対応の強化が自殺対策にもつながる。	福祉課
3	在宅福祉医療ネットワーク会議【再掲】	安心して暮らせる在宅療養体制について医療及び介護の連携強化を図るため関係機関、職種が集まり協議する。	安心して暮らせるまちづくりについて協議するため、自殺対策をテーマに掲げて検討することもできる。	福祉課

【重点施策①ーイ】 介護が必要な人に対する支援

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	総合相談業務	高齢者の心身の健康および生活上の相談業務	身体的、精神的負担軽減のための相談業務の強化。	福祉課
2	介護者家族会【再掲】	介護者家族会「ふきのとう」を認知症カフェとして月2回実施。家族同士の語らいの場や勉強の場となっている。（NPO法人りゅうおうに委託）	家族の介護負担軽減。ゲートキーパー養成講座の紹介も可能。	福祉課
3	地域ケア会議【再掲】	高齢者の個人の課題解決から地域の課題解決を図るため多職種、多機関が集まり、協議する場	自殺対策をテーマに協議することもできる。	福祉課

【重点施策①ーウ】 高齢者の心身の不安に対する支援

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	新総合事業 介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定、事業対象者が心身の状況に合わせて通所型サービス、訪問型サービスを利用	サービスを利用することにより、生活支援を図ることで生活苦の軽減につながる。	福祉課

【重点施策①ーエ】 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	新総合事業 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援認定、事業対象者が心身の状況に合わせて通所型サービス、訪問型サービスを利用	サービスを利用することにより、生活支援を図ることで生活苦の軽減につながる。	福祉課
2	新総合事業 地域リハビリテーション活動支援事業【再掲】	地域リハビリテーションの推進に向け多職種が集まり協議	リハビリテーションの概念が支援者で共有され、自信の回復につながることで自殺対策にも関連する。	福祉課

【重点施策②ーア】 若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	ケアサポーター派遣事業	大学生のスクーリング・ケアサポーターを派遣することにより児童の心のケアを図る。	きめ細かな児童の心のケアを図ることで、行き渋り等の学校不適応傾向を改善し、自尊感情や自己肯定感等の高揚を図る。	学校教育課
2	生徒指導・教育相談の充実	いじめ防止や学校不適応等について専門家や関係機関との連携をもとに組織的に対応できるよう校内体制を整備する。	児童生徒の心に寄り添う生徒指導・教育相談を充実させるとともに、自尊感情や自己有用感の高揚を図る。学校生活アンケートを実施、分析することでケアすべき児童生徒の状況把握や互いを認め合える学級集団づくりに活用する。	学校教育課
3	スクールソーシャルワーカーの活用	支援が必要な児童生徒や保護者（家庭）への個別支援	児童生徒の心に寄り添う生徒指導・教育相談を充実させるとともに、自尊感情や自己有用感の高揚を図る。	学校教育課
4	ふれあい相談発達支援事業（自立支援ルーム等相談事業）	高校生、成人の社会的な適応にかかる相談、支援の実施	発達障害等により日常生活で様々な生きづらさを抱える対象者への相談、支援を伴走的に実施し、本人、家族等の心理的負担の軽減を図る。	発達支援課
5	ふれあい相談発達支援事業（ことばの教室事業）	幼児、児童、生徒への言語療法、適応指導等の実施	対象者の校園生活でつまづき、集団生活への適応困難等に対する相談、支援を伴走的に実施し、本人、家族等の心理的負担の軽減を図る。	発達支援課

【重点施策②ーイ】 若者が生きる力・考える力をつけるための取組

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	教師力・学校力アップ事業	学校園自主公開アピール事業や教員研修を通して教育の質を向上させる。	新しい学力観に立った授業改善を進め、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを通して、問題解決に向けた主体的行動の促進を図る。	学校教育課
2	中学生チャレンジウィーク事業	中学2年生を対象とした5日間の職場労働体験を通じて働くことの意義を学ぶ。	働くことの意義を学び、自らの進路設計を築くとともに、将来に対して夢と希望を描く。	学校教育課
3	性教育・命の学習	命の誕生や自分の成長についての学習を通して、命の大切さや家族や周りの人々への感謝の気持ちを育てる。	命の誕生や自分の成長についての学習を通して、命の大切さや家族や周りの人々への感謝の気持ちを育て、自分の命は勿論、他者の命も同様に大切にできる心を育てる。	学校教育課
4	若者交電事業	町内在住・在勤の若者で構成するRSNSの取り組みを支援	RSNSが主体となって取り組む事業を支援することで、若者の居場所づくり、さらには活力へとつなげることができる。	未来創造課

【重点施策②ーウ】 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	特別支援教育の充実（特支Cor研修・就学支援委員会・就学相談等）	個に応じたきめ細かな教育の実現のため、個別的教育支援計画等や合理的配慮の充実を図る。	保幼小中を通じて切れ目のない特別支援をめざす中で、家族も含めて情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援する。	学校教育課
2	夏・冬・春休みキッズスクール	キッズスクールは、学校の長期休暇中の児童の学習の定着化を図り、学力向上の一助とする。なお午後の各種教室は児童個々の興味関心と技能を伸ばすことを目的としている。	キッズスクールは学習塾・学童保育・スポーツ少年団などに参加せず、長期休暇中に活動の場がない児童を受けとめることで、家にこもらないような習慣づけや活躍の場を提供している。	公民館
3	竜王キッズクラブ	キッズクラブは、年間を通して様々な体験教室での活動を経験することにより、仲間づくりやそれぞれのクラブに応じた技能を伸ばすことを目的としている。	キッズクラブでは自分の技能を伸ばすことが自信を生み出すことになり自尊感情を高めることになる。	公民館
4	交通安全指導員設置費	毎月の交通安全日や強化月間に通学路における街頭指導、年度初めの通学安全指導を行っており、児童・生徒の安全確保に努めている。	子どもたちへの交通安全指導を通して、子どもたちの見守りと気づき役として、安全と安心の向上に繋がる。	生活安全課
5	子育て支援拠点事業【再掲】	乳幼児（未就園児）のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場として、こどもひろばを設置（事業運営については社会福祉協議会に委託）	こどもひろばに来ている保護者同士の交流および不安などを受け止める。参加回数が減った家庭については必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	健康推進課

6	母子保健事業	母子健康手帳交付	地区担当保健師が妊娠届出時の聞き取りをすることにより、フォローが必要な家庭の状況把握し、必要に応じて継続的な支援を行うことができる。	健康推進課
7	母子保健事業	新生児訪問 赤ちゃんサロン マタニティ教室	保健師など専門職が関わりを持つ中で、産後うつや育児不安などを抱える家族と関係性を構築し、不安等の解消を図る。	健康推進課
8	ふれあい相談発達支援事業 (のびっこ相談、個別OT 事業)	乳幼児、児童における発達相談、運動療 法の実施	乳幼児の発達に関する、また児童の日常生活における不安を適宜除去することで、家族の過度な心理的負担が生じず、結果的に自殺リスク発生の抑制につながる。	発達支援課
9	ふれあい相談発達支援事業 (啓発事業)	発達支援にかかる啓発事業の実施	発達に関する情報を発信すること、発達に関する不安について、支援を受けられる、相談ができる場所、機会があるということを効果的に発信することで、自殺発生リスクの抑制につながる。	発達支援課

【重点施策③ーア】 生活困窮者に対する支援

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	国民健康保険税の賦課	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により賦課・徴収を行う。	国民健康保険税には、低所得者に対する軽減制度がある。この軽減制度は、国民健康保険加入者の中で町・県民税の未申告者がいる世帯には適用できないため、町・県民税の申告勧奨を行う。あわせて、軽減・減免に関する案内・周知を行う。	税務課
2	福祉医療費助成事業	ひとり親、低所得老人等への医療費助成	ひとり親、低所得老人家庭は経済的貧困に陥りやすく、孤立しがちであるため、助成申請時など接触できる機会に状況を伺い、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
3	生活保護申請業務【再掲】	生活保護を希望される方の生活状況、経済状況の聞き取りおよび健康福祉事務所との連携	経済苦、生活苦の支援として相談業務の強化。	福祉課
4	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	生活困窮者自立支援制度は健康福祉事務所が担当であり、県から町社会福祉協議会へ活動を委託。町は相談窓口として対応し、県や社会福祉協議会につなげる。	生活困窮支援を行うことで経済苦、生活苦の負担軽減につながる。	福祉課
5	中小企業資金融資	低利の融資あっせん 利子補給	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援へとつなげる等の機能を果たし得る。	商工観光課

【重点施策③ーイ】 関係機関のネットワーク構築

番号	事業名	事業概要	事業における自殺対策に資する視点	担当課
1	保育料等納入促進事業	保育料の円滑な納入を促進する。	保育料納入が困難等で生活困窮のおそれがある保護者に対し、本人の希望や相談があれば相談窓口紹介パンフレットの配布等を行うことができる可能性がある。	教育総務課
2	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	県等と連携し、経済的理由等により就学困難な児童生徒や特別支援学級在籍者に対して、奨励費等の援助を行う。	生活困窮のおそれがある保護者に対し、本人の希望や相談があれば相談窓口紹介パンフレットの配布等を行うことができる可能性がある。	教育総務課
3	消費生活対策事務【再掲】	・消費者相談・情報提供・消費者教育・啓発・消費生活グループの活動支援	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクへと繋がる可能性がある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握していくことで関係部署と情報を共有し、包括的な問題の解決に繋げる。	生活安全課
4	国民年金事務費事業	国民年金に関する事務	減免申請をされる方は、経済的貧困状況にあることが多いことから、接触できる機会に状況を伺い、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
5	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療保険料徴収	保険料を滞納をされる方は、経済的貧困状況にあることが多いことから、接触できる機会に状況を伺い、必要に応じて支援機関につなげる。	住民課
6	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	生活困窮者自立支援制度は健康福祉事務所が担当であり、県から町社会福祉協議会へ活動を委託。町は相談窓口として対応し、県や社会福祉協議会につなげる。	生活困窮支援を行うことで経済苦、生活苦の負担軽減につながる。	福祉課
7	中小企業資金融資【再掲】	低利の融資あっせん 利子補給	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援へとつなげる等の機能を果たし得る。	商工観光課

2 竜王町自殺対策計画検討委員会設置要綱

(平成 30 年 4 月 27 日告示第 78 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第 2 項の規定に基づく自殺対策計画の立案および推進するため自殺対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討または管理を行うものとする。

- (1) 自殺対策計画の立案に関すること。
- (2) 自殺対策計画の進捗に関すること。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、町の自殺対策計画を効果的に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長には副町長を、副委員長には教育長をもって充てる。

3 委員には、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の指示に従い、所掌事務を処理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第 6 条 第 2 条に掲げる事項の具体的な内容について協議し、検討するため委員会にワーキングチームを置くものとする。

2 ワーキングチームの構成員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第 7 条 委員会およびワーキングチームの庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

委員	総務主監、住民福祉主監、産業建設主監、教育次長、未来創造課長、総務課長、税務課長、生活安全課長、住民課長、福祉課長、健康推進課長、発達支援課長、商工観光課長、上下水道課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長
----	--

別表第 2(第 6 条関係)

構成員	政策推進係長、管理徴収係長、消防防犯係長、障がい福祉係長、地域包括支援係長、発達支援係長、教育指導係長
-----	---

3 計画の策定経過

◆ 竜王町自殺対策計画検討委員会

第1回 平成30年6月25日

第2回 平成30年8月29日

第3回 平成31年2月25日

第4回 平成31年3月26日

◆ 竜王町自殺対策計画検討委員会ワーキング

第1回 平成30年8月8日

第2回 平成30年11月8日

第3回 平成30年12月26日

第4回 平成31年1月17日

第5回 平成31年3月13日

◆ 竜王町在住 16歳以上対象 住民アンケート

平成30年9月28日～平成30年10月12日

◆ 竜王町商工会加入事業所対象 アンケート

平成30年10月初旬～平成30年10月24日

◆ 中学生対象 こころの健康アンケート

平成30年10月初旬～平成30年10月下旬

4 用語集

【あ行】

- アルコール依存症

お酒の飲み方（飲む量、飲むタイミング、飲む状況）を自分自身でコントロールできず、飲むことがよくないとわかっているにもかかわらず飲むことがやめられない状況のこと。

- うつ病

精神的なストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状況。そのため、ものの見方が否定的になったり自己否定が強くなったりする。

【か行】

- ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる。

【さ行】

- 産後うつ

産後2～3週から6ヵ月ぐらいの頃に発症することが多く、一般的なうつに比べて不安や焦燥感が強く、様々な症状が出て重症化しやすい。

- 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針が定められている。

- 自殺対策基本法

年間の日本の自殺者数が三万人を超えていた日本の現状に対処するため制定された。平成18年6月21日に公布、同年10月28日施行。平成28年4月1日に改正される。

- 自殺ハイリスク者

自殺の危険因子を有する人や過去に自殺未遂の経験がある人など自殺の危険性が高い人のこと。

- 自死

自ら死を選ぶこと。（自殺）

- 人口10万対

人口規模が異なる国、県、市区町村を比較する際に用いる算出方法で、人口を10万人と仮定した場合の出現率を表すもの。

- スクールソーシャルワーカー
社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒をとりまく環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
- 精神保健福祉士
精神保健福祉士法に基づく、精神科ソーシャルワーカー（Psychiatric Social Worker（PSW））であり、精神障害がある方に対して相談援助など社会福祉業務に携わる専門家
- 性的マイノリティ（性的少数者）
何らかの意味で「性」の有り方が多数派と異なる人のことで、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれている。
- 生活困窮者自立支援制度
生活保護法に基づく生活保護の受給はしていないが今後受給の見込みが高い生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援や住宅確保給付金の支給などを行う制度。

【た行】

- 地域包括ケアシステム
高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域内でサポートし合う仕組み。
- 地域自殺実態プロファイル
社会的要因を含む自殺の原因、背景、自殺に至る経過を把握するために地域の自殺実態を分析したものの
- DV（Domestic violence）（ドメスティック・バイオレンス）
明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力」という意味で用いられることが多い。

【は行】

- ハラスメント
相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、ハラスメントを行う側の意識の有無に関係はなく、行為を受ける側が苦痛などを感じた場合はハラスメントとなる。

【ま行】

- マタニティブルー
心理的要因や身体的要因、経済問題など、様々な原因により、産後直後から3か月ぐらいの間になんともなくイライラする、不安になるなど情緒不安定な状況がつづくこと。

- メンタルヘルス

精神面における健康のこと。心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神面な疲労やストレスなどの軽減、緩和やサポート、また精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使用される。

【や行】

- 抑うつ状態

気分が落ち込んで活動を嫌っている状況であり、思考、行動、感情や幸福感に影響が出ている状況のこと。

【ら行】

- ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など年齢に伴って変化する生活段階のこと。